

官報號外

昭和十八年二月二十日

昭和十八年二月十九日(金曜日)午前十時四  
分開議

○第八十一回 帝國議會貴族院議事速記錄第十一號

教育認可等臨時措置法案  
教育基金特別會計法外二十三法律ノ廢止  
ニ關スル法律案

日本證券取引所法案

市街地信用組合法案

外貨債處理法案

爲替交易調整特別會計設置等爲替交易調整法案

特殊財產資金特別會計法案

○議長(伯爵松平賴壽君) 是ヨリ本日ノ會議ヲ開キマス、請暇ノ件ニ付御諸リヲ致シマス、岡喜七郎君、病氣ニ付八日間、請暇ノ申出ガゴザイマシタ、許可ヲ致シテ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 昨十八日、正三位勳二等功五級千田嘉平君薨去セラレマシタ、誠ニ哀悼ノ至リニ堪ヘマセス、就キマシテハ、弔辭ヲ贈リタイト存ジマス、御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

提出、衆議院送付、第一讀會、是等ノ三案  
ヲ一括シテ議題ト爲スコトニ御異議ハゴザ  
メマス、東條内閣總理大臣  
イマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認  
メマス、

〔左ノ案ハ朗讀ヲ經サルモ参照〕  
タメ茲ニ記録ス以下之ニ微フ

戦時行政特例法案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議  
院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十八年二月十八日

衆議院議長 岡田 忠彦

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

戰時行政特例法案

戰時行政特例法案

大東亞戰爭ニ際シ生産力擴充其ノ他綜合  
國力ノ擴充運用ノ爲特ニ必要アルトキハ  
勅令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲グル措置ヲ  
爲スコトヲ得

一 法律ニ依ル人又ハ法人ノ行爲ニ對ス  
ル禁止又ハ制限ノ全部又ハ一部ヲ解除  
スルコト

二 法律ニ依リ監督又ハ命令、處分其ノ  
他ノ行爲ヲ爲ス甲ノ行政廳又ハ官吏ノ  
職權ヲ乙ノ行政廳又ハ官吏ヲシテ行ハ  
シムルコト

前項第二號ノ場合ニ於テハ甲ノ行政廳又  
ハ官吏ノ職權ニ係ル罰則ノ適用ニ付テハ  
乙ノ行政廳又ハ官吏ハ之ヲ甲ノ行政廳又  
ハ官吏ト看做ス

前項ニ定ムルモノノ外第一項ノ規定實施ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

## 附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

許可認可等臨時措置法案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十八年二月十八日

衆議院議長 岡田 忠彦

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

許可認可等臨時措置法案

大東亞戰爭ニ際シ行政簡素化ノ爲必要ア

ルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ法律ニ依

リ許可、認可、免許、特許、承認、検査、

協議、届出、報告等ヲ要スル事項ニ付左

ニ掲タル措置ヲ爲スコトヲ得

一 許可、認可、免許、特許、承認、検

査、協議、届出、報告等ヲ要セザルコ

トトスルコト

二 許可、認可、免許、特許、承認、檢

査、協議等ヲ要セズ届出、報告等ヲ以

テ足ルモノトスルコト

三 許可、認可、免許、特許、承認、檢

査等ノ申請アリ又ハ協議アリタルトキ

一定期間ノ經過ニ依リ許可、認可、免  
許、特許、承認、検査等アリ又ハ協議  
調ヒタルモノト看做スコト

四 甲法令ニ依ル許可、認可、免許、特

許、承認、検査、協議、届出、報告等

アリタルトキ乙法律ニ依ル許可、認可、免許、特許、承認、検査、協議、届出、

報告等アリタルモノト看做スコト

五 許可、認可、免許、特許、承認、檢

查等ヲ爲シ又ハ届出、報告等ヲ受クル

甲ノ行政廳又ハ官吏ノ職權ヲ乙ノ行政

廳又ハ官吏ヲシテ行ヘシムルコト

六 前各號ニ掲タルモノノ外手續又ハ處

理ノ簡捷化ノ爲ノ必要ナル措置

前項第五號ノ場合ニ於テハ甲ノ行政廳又

ハ官吏ノ職權ニ係ル罰則ノ適用ニ付テハ

乙ノ行政廳又ハ官吏ハ之ヲ甲ノ行政廳又

ハ官吏ト看做ス

前項ニ定ムルモノノ外第一項ノ規定實施

ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

止ニ關スル法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十八年二月十八日

衆議院議長 岡田 忠彦

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

許可認可等臨時措置法案

大東亞戰爭ニ際シ行政簡素化ノ爲必要ア

ルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ法律ニ依

リ許可、認可、免許、特許、承認、検査、

協議、届出、報告等ヲ要スル事項ニ付左

ニ掲タル措置ヲ爲スコトヲ得

一 許可、認可、免許、特許、承認、檢

査、協議等ヲ要セズ届出、報告等ヲ以

テ足ルモノトスルコト

二 許可、認可、免許、特許、承認、檢

査等ノ申請アリ又ハ協議アリタルトキ

一定期間ノ經過ニ依リ許可、認可、免  
許、特許、承認、検査等アリ又ハ協議  
調ヒタルモノト看做スコト

第三條 本法中第一條及第四條乃至第六

條ノ規定ハ昭和十八年四月一日ヨリ之

ヲ施行シ其ノ他ノ規定ハ公布ノ日ヨリ

十七年度分ニ付テハ仍其ノ效力ヲ有ス

第四條 教育基金特別會計ニ屬スル基

金、教育改善及農村振興基金特別會計  
ニ屬スル基金並ニ對支文化事業特別會

計ニ屬スル資金及權利義務ハ之ヲ一般  
會計ニ歸屬セシム

昭和十七年度對支文化事業特別會計歲  
出豫算ニ於ケル事業費ノ支出殘額ハ之  
ヲ一般會計ニ繰越シ使用スルコトヲ得

第五條 職員健康保險特別會計ニ屬スル  
積立金ハ之ヲ健康保險特別會計ニ歸屬  
セシム

第六條 職員健康保險特別會計ニ屬スル收入及  
支出ノ未濟額ハ之ヲ健康保險特別會計  
ノ收入及支出ノ未濟額トス

第七條 本會計ノ積立金ハ國債ヲ以テ  
ルコトヲ得「ヲ之ヲ大藏省預金部ニ預  
入ルベシ」ニ改メ同條ヲ第五條トス

第八條 本會計ノ積立金ハ國債ヲ以テ  
ルコトヲ得「ヲ之ヲ大藏省預金部ニ預  
入ルベシ」ニ改メ同條ヲ第六條トス

第九條 本會計ノ積立金ハ國債ヲ以テ  
ルコトヲ得「ヲ之ヲ大藏省預金部ニ預  
入ルベシ」ニ改メ同條ヲ第六條トス

第十條 本會計ノ積立金ハ國債ヲ以テ  
ルコトヲ得「ヲ之ヲ大藏省預金部ニ預  
入ルベシ」ニ改メ同條ヲ第六條トス

第十一條 本會計ノ積立金ハ國債ヲ以テ  
ルコトヲ得「ヲ之ヲ大藏省預金部ニ預  
入ルベシ」ニ改メ同條ヲ第六條トス

第十二條 本會計ノ積立金ハ國債ヲ以テ  
ルコトヲ得「ヲ之ヲ大藏省預金部ニ預  
入ルベシ」ニ改メ同條ヲ第六條トス

第十三條 本會計ノ積立金ハ國債ヲ以テ  
ルコトヲ得「ヲ之ヲ大藏省預金部ニ預  
入ルベシ」ニ改メ同條ヲ第六條トス

第十四條 本會計ノ積立金ハ國債ヲ以テ  
ルコトヲ得「ヲ之ヲ大藏省預金部ニ預  
入ルベシ」ニ改メ同條ヲ第六條トス

第十五條 本會計ノ積立金ハ國債ヲ以テ  
ルコトヲ得「ヲ之ヲ大藏省預金部ニ預  
入ルベシ」ニ改メ同條ヲ第六條トス

第十六條 本會計ノ積立金ハ國債ヲ以テ  
ルコトヲ得「ヲ之ヲ大藏省預金部ニ預  
入ルベシ」ニ改メ同條ヲ第六條トス

第十七條 本會計ノ積立金ハ國債ヲ以テ  
ルコトヲ得「ヲ之ヲ大藏省預金部ニ預  
入ルベシ」ニ改メ同條ヲ第六條トス

第十八條 本會計ノ積立金ハ國債ヲ以テ  
ルコトヲ得「ヲ之ヲ大藏省預金部ニ預  
入ルベシ」ニ改メ同條ヲ第六條トス

第十九條 本會計ノ積立金ハ國債ヲ以テ  
ルコトヲ得「ヲ之ヲ大藏省預金部ニ預  
入ルベシ」ニ改メ同條ヲ第六條トス

第二十條 本會計ノ積立金ハ國債ヲ以テ  
ルコトヲ得「ヲ之ヲ大藏省預金部ニ預  
入ルベシ」ニ改メ同條ヲ第六條トス

第二十一條 本會計ノ積立金ハ國債ヲ以テ  
ルコトヲ得「ヲ之ヲ大藏省預金部ニ預  
入ルベシ」ニ改メ同條ヲ第六條トス

第二十二條 本會計ノ積立金ハ國債ヲ以テ  
ルコトヲ得「ヲ之ヲ大藏省預金部ニ預  
入ルベシ」ニ改メ同條ヲ第六條トス

第二十三條 本會計ノ積立金ハ國債ヲ以テ  
ルコトヲ得「ヲ之ヲ大藏省預金部ニ預  
入ルベシ」ニ改メ同條ヲ第六條トス

第二十四條 本會計ノ積立金ハ國債ヲ以テ  
ルコトヲ得「ヲ之ヲ大藏省預金部ニ預  
入ルベシ」ニ改メ同條ヲ第六條トス

第二十五條 本會計ノ積立金ハ國債ヲ以テ  
ルコトヲ得「ヲ之ヲ大藏省預金部ニ預  
入ルベシ」ニ改メ同條ヲ第六條トス

第二十六條 本會計ノ積立金ハ國債ヲ以テ  
ルコトヲ得「ヲ之ヲ大藏省預金部ニ預  
入ルベシ」ニ改メ同條ヲ第六條トス

第二十七條 本會計ノ積立金ハ國債ヲ以テ  
ルコトヲ得「ヲ之ヲ大藏省預金部ニ預  
入ルベシ」ニ改メ同條ヲ第六條トス

第二十八條 本會計ノ積立金ハ國債ヲ以テ  
ルコトヲ得「ヲ之ヲ大藏省預金部ニ預  
入ルベシ」ニ改メ同條ヲ第六條トス

第二十九條 本會計ノ積立金ハ國債ヲ以テ  
ルコトヲ得「ヲ之ヲ大藏省預金部ニ預  
入ルベシ」ニ改メ同條ヲ第六條トス

第三十條 本會計ノ積立金ハ國債ヲ以テ  
ルコトヲ得「ヲ之ヲ大藏省預金部ニ預  
入ルベシ」ニ改メ同條ヲ第六條トス

第三十一條 本會計ノ積立金ハ國債ヲ以テ  
ルコトヲ得「ヲ之ヲ大藏省預金部ニ預  
入ルベシ」ニ改メ同條ヲ第六條トス

第三十二條 本會計ノ積立金ハ國債ヲ以テ  
ルコトヲ得「ヲ之ヲ大藏省預金部ニ預  
入ルベシ」ニ改メ同條ヲ第六條トス

ハ舊法ハ第二條ノ規定施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス  
第八條 第二條ノ規定施行前三爲シタル  
行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ舊法  
ハ同條ノ規定施行後ト雖モ仍其ノ效力

ハ、一方諸般ノ統制ノ強化ハ必要ナルコトデアリマスルガ、一面、戦争遂行ニ眞ニ必要ナル生産部門ニ對シマンシテハ、出來得ル限り畫一的制限ニ依ル障碍ヲ排除致シマシテ、之ニ對シテ彈力アル指導監督ヲ行ヒ、最高能率ヲ發揮セシメ、而シテ以テ時局ノ要求ヲ充足スルノ要アリト信ズルノデアリマス、尙又戦時ニ於キマシテ特別ノ事情ノ存シマ

全部又ハ一部ヲ解除シ、第二ハ、法律ニ依リ監督又ハ命令、處分其ノ他ノ行爲ヲ爲ス行政廳又ハ官吏ノ職權ヲ、他ノ行政廳又ハ官吏ヲシテ行ハシムルコトヲ得ルコトト爲サムトスルモノデアリマス。尙今回政府ハ特ニ戰時行政職權特例ナル勅令ノ御制定ヲ奏請致シマシテ、現時局下絶対ニ必要ナル鐵鋼、石炭、輕金屬、船舶、航空機等ノ重

行政事務其ノモノニ付キマシテモ、出來得ル限り簡素化ヲ圖ツテ參ッタノデアリマス、而シテ從來、各種法制ニ基ク許可、認可等ヲ要スル事項ガ多數ニ上リ、且重複併存致シテ居ルコトハ、行政事務ヲ複雜煩瑣ナラシメ、延イテハ或ハ生産力擴充ヲ阻害シ、或ハ國民生活ヲ窮屈ナラシメ、國民公私ノ敏速潤達ナル活動ヲ妨ゲル結果ヲ齎シテ居

○國務大臣（東條英機君）只今議題トナリ  
マシタ戰時行政特例法案及ビ許可認可等臨  
時措置法案ニ付キマシテ、提案ノ理由ヲ御說  
明致シマス、先づ戰時行政特例法案ニ付キマ  
シテ御説明致シマス、今ヤ戰局ハ正ニ重大デ  
アリマス、帝國ガ能ク此ノ重大局面ヲ突破致  
シマシテ、此ノ戰ヲ戰ヒ抜キ、勝チ抜キ、以テ  
聖戰ノ目的ヲ達成スル爲ニハ、國家總力ヲ  
高度ニ結集シ、一面ニ於テ、一億一心、盡  
忠報國ノ精神ヲ昂揚致シマスルト共ニ、他  
面ニ於キマシテ、必要生産力ノ增强ニ一層  
ノ努力ヲ致シ、以テ戰力増強ニ驅進セネバ  
ナラヌト存ズルノデアリマス、顧ミマスル  
ニ支那事變以來、強化ノ一途ヲ辿ッテ參リマ  
シタル國民活動ニ對シマスル統制的制限ハ、  
必ズシモ重複煩雜ノ弊ナシトハ言ヒ難イノ  
デアリマス、之ガ爲ニ却テ生産力ノ增强、其

スル場合ニハ、平時ナラバ其ノ禁止制限ガ  
必要ナリト認メラル、事項ト雖モ、特例的  
措置ト致シマシテ、之ヲ行フコトヲ容認シ、  
或ハ積極的ニ國家的要求トシテ之ヲ行ハシ  
メ、以テ國家總力ノ最高度發揮ニ遺憾ナキ  
ヲ期スルノ要アリト信ズルノデアリマス、  
次ニ又行政事務ガ、其ノ性質ニ從ヒマシ  
テ、數箇ノ行政廳ニ所管セラレ、從チ指導  
監督ガ複雜多岐トナリ、之ガ爲ニ生産事業  
其ノ他國民活動ニ障碍ヲ興ヘツ、アル場合  
モ少シトシナインデアリマス、從ヒマシテ  
指導監督機構ヲ能フル限リ單純一元化シ、  
行政廳ノ指導監督ヲ簡素而モ強力ナラシメ  
マスルト共ニ、國家ノ要請スル所及ビ國民  
ノ依據スベキ所ヲ簡明直截ナラシメマシテ、  
國家總力發揮ニ萬全ヲ期スルノ要アリト考

要軍需物資ノ生産增强ニ關シマシテ、内閣總理大臣ニ於テ、各省大臣ニ對シ、必要ナル指示ヲ爲シ得ルノ途ヲ拓キ、戰時行政ノ強力ナル推進統一體制ヲ整備致シマスルト共ニ、時宜ニ應ジテ、右生産ニ關係アル各省其ノ他行政官廳及官吏ノ職權ヲ調整シ、以テ指導監督ノ單純一元化ヲ圖ルコトヲ期シテ居ル次第アリマス、以上述ベマシタル如ク、本法案ヘ、許可認可等臨時措置法案及ビ先ニ申述べマシタル戰時行政職權特例案ト相呼應シ、又他ノ行政上ノ措置ト相俟チマシテ、現時局下各種法的制約ナシ、強化及指導監督機構ノ錯雜ヨリ來ル餘弊ヲ除去シ、國民總員ノ進取而モ濶刺タル自主的積極的活動ヲ伸暢セシメ、生産力ノ飛躍的擴充、其ノ他戰力強化ニ資スル所大ナル

ル主ナル原因ノ一つ成シテ居ルノデアリマス、此ノ實情ニ鑑ミマシテ、政府ハ今日迄、  
勅令以下ノ命令又ハ行政的措置ニ依リマス、機會アル毎ニ之ガ簡素化ヲ圖ツテ參  
タノデアリマスルガ、此ノ際更ニ之ヲ全般的而モ徹底的ニ整理スルヲ必要ト認メテ居  
ルノデアリマス、之ガ爲ニハ法律ヲ要スル  
事項モ少クナイト考ヘラマスノデ、本法  
案ヲ提出シ、之ニ基キ許可、認可等ヲ要シ  
マスル事項ニ付テ、勅令ノ定ムル所ニ依リ之  
ヲ整理シ、届出等ヲ以テ許可、認可等ニ換  
ヘ、處分行政廳等ヲ變更シ、其ノ他許可、  
認可等ノ手續、又ハ處理ノ簡捷化ヲ爲シ得  
ルノ途ヲ拓カムトシテ居ル次第デアリマス、  
何卒御審議ノ上速カニ協賛アラムコトヲ切  
望致シマス

ノ他國家總力ノ發揮ガ阻碍セラル、ノ結果  
ヲ招來シテ居ル場合モ少シトシナイト存ズ  
ルノデアリマス、言フ迄モナク統制ニ依ル制  
限ノ目的ト致シマスル所ハ、制限其ノモノ  
ニアラズシテ、眞ニ必要ナル事項ニ國力ヲ集  
中シ、而シテ最大ノ效率ヲ擧ゲムトスルニ  
在ルノデアリマス、即チ今日ニ於キマシテ

フルノデアリマス、仍テ政府ハ、生産力ハ、  
飛躍的擴充強化、其ノ他各般ニ瓦リマスル  
所ノ綜合國力ノ擴充發揮ノ具體的要要求ニ應  
ジマスル爲ニ、戰時特別立法ヲ立案致シマ  
シタ次第デアリマス、即チ本法案ノ骨子ハ、  
勅令ヲ以チマシテ、第一ハ、法律ニ依ル  
人又ハ法人ノ行爲ニ對スル禁止又ハ制限ノ

モノアリト信ズルノデアリマス、次ニ許可等臨時措置法案ニ付キマシテ御説明ヲ致シマス、政府ハ、大東亞戦争ノ完遂、大東亞建設ノ完成ノ爲ニハ、行政ノ簡素強力化ヲ徹底的ニ断行致シマスルコトガ、是非共必要ト考ヘマシテ、曩ニ行政機構ノ改編及職員定員ノ減少ヲ實施致シマスルト共ニ、

○議長（伯爵松平賴壽君）森山政府委員（政府委員森山銳一君演壇ニ登ル）

○議長（伯爵松平頼壽君） 森山政府委

貞

○政府委員（森山銳一君）  
〔政府委員森山銳一君演壇ニ登ル〕

子  
二

（貯蓄金額一覧）

二

法律ノ廢止ニ關スル法律案ニ付キマシ

1

提案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、近時

法律

ノ數が非常ニ多數ニ上ツテ參リマシテ、

行政

事務ノ處理モ、勢ヒ複雜煩瑣ニナッテ居ル  
次第デゴザイマスルガ、是等多數ノ法律ノ  
中ニハ、或ハ時勢ノ變遷ニ伴ヒマシテ、制

定當時ノ事情ニ變化ヲ來シ、既ニ現在ニ於  
テハ、其ノ存置ノ理由ノ比較的薄弱ニナッ  
タヤウナモノモアリ、或ハ又其ノ法律ニ依ッ  
テ企圖セラレタ所ノ當初ノ目的ガ殆ド達

成セラレテ、最早之ヲ存續セシメテ置ク必  
要ノ少クナックモノモアリ、其ノ他各種事情  
ノ變化ニ依リマシテ、現狀ノ下デハ其ノ存

置ノ理由ノ乏シクナック法律モ相當アルノ  
デゴザイマシテ、是等ノ法律ヲ此ノ際整理

致シマスレバ、煩雜ナ行政ヲ簡素化スルノ  
ニ役立ツコトト存ゼラレルノデアリマス、  
仍テ此ノ趣旨ニ依リマシテ、政府ニ於キマ  
シテハ、今回現下ノ狀況ニ鑑ミマシテ、存

置ノ理由ノ乏シキモノト認メラレマスル所  
ノ教育基金特別會計法外二十三法律ヲ廢止

スルコト致シマシテ、之ガ爲必要ナル法  
律案ヲ提出致シタ次第デゴザイマス、何卒  
御審議ノ上速カニ御協賛ヲ與ヘラレムコト  
ヲ希望スル次第デゴザイマス

○子爵戸澤正己君 只今日程ニ上リマシタ  
戰時行政特別法案外二件ノ特別委員ノ數ヲ  
十五名トシ、其ノ委員ノ指名ヲ議長ニ一任  
スルノ動議ヲ提出致シマス

○子爵今城定政君 賛成  
○議長(伯爵松平賴壽君) 戸澤子爵ノ動議  
ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

日本證券取引所法案  
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

第六條 日本證券取引所ノ出資者ノ責任  
ハ其ノ出資額ヲ限度トス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

日本證券取引所法案  
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

第六條 日本證券取引所ノ出資者ノ責任  
ハ其ノ出資額ヲ限度トス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

貴族院議長岡田 忠彦

衆議院議長岡田 忠彦

第五條 政府ハ五千萬圓ヲ限リ日本證券  
取引所ニ出資スルコトヲ得

前項ノ出資ハ國債證券ヲ交付シテ之ヲ  
爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ交付スル國債證券ノ  
交付價格ハ時價ヲ參酌シテ大藏大臣之  
ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テハ日本證券取引所ハ  
遲滯ナク失效シタル出資證券ノ番號並

ニ其ノ出資者ノ氏名及住所ヲ公告スベ

メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセマス  
〔小野寺書記官朗讀〕

戰時行政特例法案外二件特別委員

日本證券取引所法案  
第一章 總則

第一條 日本證券取引所ハ國家經濟ノ適  
切ナル運營ニ資スル爲有價證券ノ公正  
ナル價格ノ形成及價格ノ安定ニ任ジ且  
有價證券ノ流通ヲ圓滑ナラシムルコトヲ  
以テ目的トス

第二條 日本證券取引所ハ法人トス  
日本證券取引所ハ主タル事務所ヲ東京ニ  
置ク

日本證券取引所ハ主務大臣ノ認可ヲ受  
ケ必要ノ地ニ從タル事務所ヲ設置スル  
コトヲ得

日本證券取引所ハ持分ノ處分スルコトヲ得  
出資者ガ拂込ヲ爲サザルトキハ日本證  
券取引所ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ  
ヲ定メ拂込ノ請求ヲ爲シタルニ拘ラズ  
出資者ガ拂込ヲ爲サザルトキハ日本證  
券取引所ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ  
コトヲ得

日本證券取引所ハ持分ノ處分ニ依リテ  
得タル金額ヨリ滯納金額及定款ヲ以テ  
持分ノ處分ニ依リテ得タル金額ヲ滯納  
金額ニ満タル場合ニ於テハ日本證券  
取引所ハ從前ノ出資者ニ對シ不足額ノ  
辨済ヲ請求スルコトヲ得

出資者ハ日本證券取引所ニ拂込ムベキ  
出資額ニ付相殺ヲ以テ之ニ對抗スルコ  
トヲ得ズ

其ノ持分ヲ讓渡スルコトヲ得

第八條 拂込ヲ怠リタル出資者ニ對シ日  
本證券取引所ガ一月以上ノ相當ノ期間  
ヲ定メ拂込ノ請求ヲ爲シタルニ拘ラズ  
出資者ガ拂込ヲ爲サザルトキハ日本證  
券取引所ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ  
コトヲ得

第九條 日本證券取引所ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

一 目的

二 名稱

三 事務所ノ所在地

四 資本金額、出資及資産ニ關スル事項

五 役員ニ關スル事項

六 業務及其ノ執行ニ關スル事項

七 會計ニ關スル事項

八 公告ノ方法

定款ノ變更ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第十條 日本證券取引所ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スベシ

前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第十一條 日本證券取引所ニ付解散ヲ必要トスル事由發生シタル場合ニ於テ其ノ處置ニ關シテハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 日本證券取引所ニ非ザル者ハ日本證券取引所又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用フルコトヲ得ズ

第十三條 民法第四十四條、第五十條、第五十四條及第五十七條並ニ非訟事件手續法第三十五條第一項ノ規定ハ日本本證券取引所ニ之ヲ準用ス

第二章 職員  
第十八條 總裁、副總裁及理事ハ他ノ職務ヲ得

官報號外 昭和十八年一月二十日 貴族院議事速記録第十一號 日本證券取引所法案外四件 第一讀會

第十四條 日本證券取引所ニ役員トシテ總裁一人、副總裁二人理事五人以上、監事二人以上及評議員若干人ヲ置クシ其ノ業務ヲ總理ス

第十五條 總裁ハ日本證券取引所ヲ代表副總裁ハ定款ノ定ムル所ニ依リ日本證券取引所ヲ代表シ總裁ヲ輔佐シテ日本證券取引所ノ業務ヲ掌理シ總裁事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ總裁缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

第十六條 理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ日本證券取引所ヲ代表シ總裁及副總裁ヲ輔佐シテ日本證券取引所ノ業務ヲ掌理シ總裁及副總裁共ニ事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ總裁及副總裁共ニ缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

第十七條 監事ハ日本證券取引所ノ業務ヲ監査ス

評議員ハ日本證券取引所ノ業務ニ關スル重要事項ニ付總裁ノ諮詢ニ應ジ又ハ總裁ニ對シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第十八條 總裁、副總裁、理事、監事及評議員ハ政府之ヲ命ズ

第十九條 日本證券取引所ノ業務ニ關シ一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲス權限ヲ有スル代理人ヲ選任スルコトヲ得

第二十條 日本證券取引所ノ職員ハ之ヲ行フ

第二十一條 日本證券取引所ハ左ノ業務ヲ行フ

第三章 業務  
第一 有價證券市場ノ開設

二 賣出ノ爲ニスル有價證券ノ引受又ハ買入、引受ケ又ハ買入レタル有價證券ノ賣出及有價證券ノ募集又ハ賣出ノ取扱

三 前二號ノ業務ニ附帶スル業務

日本證券取引所ハ主務大臣ノ認可ヲ得

主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ日本證券取引所ニ對シ有價證券市場ニ於ケル立會ノ全部又ハ一部ノ停止ヲ爲スコトヲ得

第二十二條 主務大臣ハ有價證券ノ價格ノ安定ノ爲必要アリト認ムルトキハ日本證券取引所ヲシテ第二十七條第一項ノ規定ニ拘ラズ有價證券市場ニ於ケル賣買取引ヲ爲サシメ又ハ賣買取引ノ委託ヲ爲サシムルコトヲ得

業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十九條 日本證券取引所ノ總裁、副總裁、理事、監事及使用人並ニ命令ヲ以テ定ムル者ハ何人ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ有價證券ヲ賣買取引スル市場（以下有價證券市場ト稱ス）ニ於ケル賣買取引ノ委託ヲ爲シ又ハ取引員トノ間ニ資金ノ供與、損益ノ分配其ノ他取引員ノ營業ニ付特別ノ利害關係ヲ有スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ取引員ノ株式ヲ所有スルハ此ノ限ニ在ラズ

第二十條 日本證券取引所ノ職員ハ之ヲ行フ

第二十一條 日本證券取引所ハ左ノ業務ヲ行フ

第三章 業務  
第一 有價證券市場ノ開設

第二十二條 日本證券取引所ハ有價證券市場ヲ開設シ又ハ之ヲ閉鎖セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ市場毎ニ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第二十三條 有價證券市場ハ日本證券取引所ニ限り之ヲ開設スルコトヲ得

第二十四條 日本證券取引所ハ有價證券市場ヲ開設シ又ハ之ヲ閉鎖セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ市場毎ニ主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ日本證券取引所ニ對シ有價證券市場ヲ開設シ又ハ之ヲ閉鎖セキコトヲ命ズル

第二十五條 日本證券取引所ハ命令ノ定ムル所ニ依リ有價證券市場ニ於ケル立會ノ全部又ハ一部ノ停止ヲ爲スコトヲ得

第二十六條 日本證券取引所ハ主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ日本證券取引所ニ對シ有價證券市場ニ於ケル立會ノ全部又ハ一部ノ停止ヲ爲スコトヲ得

トヲ得

第二十二條 主務大臣ハ有價證券ノ價格ノ安定ノ爲必要アリト認ムルトキハ日本證券取引所ヲシテ第二十七條第一項ノ規定ニ拘ラズ有價證券市場ニ於ケル賣買取引ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十三條 本證券取引所ヲシテ第二十七條第一項ノ規定ニ拘ラズ有價證券市場ニ於ケル賣買取引ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十四條 本證券取引所ハ有價證券市場ヲ開設シ又ハ之ヲ閉鎖セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ市場毎ニ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第二十五條 本證券取引所ニ對シ有價證券市場ヲ開設シ又ハ之ヲ閉鎖セキコトヲ命ズル

第二十六條 本證券取引所ハ命令ノ定ムル所ニ依リ有價證券市場ニ於ケル立會ノ全部又ハ一部ノ停止ヲ爲スコトヲ得

第二十七條 本證券取引所ハ主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ日本證券取引所ニ對シ有價證券市場ニ於ケル立會ノ全部又ハ一部ノ停止ヲ爲スコトヲ得

第二十八條 本證券取引所ハ主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ日本證券取引所ニ對シ有價證券市場ニ於ケル立會ノ全部又ハ一部ノ停止ヲ爲スコトヲ得

第二十九條 本證券取引所ハ命令ノ定ムル所ニ依リ有價證券市場ニ於ケル立會ノ全部又ハ一部ノ停止ヲ爲スコトヲ得

第二十條 本證券取引所ハ命令ノ定ムル所ニ依リ有價證券市場ニ於ケル立會ノ全部又ハ一部ノ停止ヲ爲スコトヲ得

第二十一條 本證券取引所ハ命令ノ定ムル所ニ依リ有價證券市場ニ於ケル立會ノ全部又ハ一部ノ停止ヲ爲スコトヲ得

第二十二條 本證券取引所ハ命令ノ定ムル所ニ依リ有價證券市場ニ於ケル立會ノ全部又ハ一部ノ停止ヲ爲スコトヲ得

第二十三條 本證券取引所ハ命令ノ定ムル所ニ依リ有價證券市場ニ於ケル立會ノ全部又ハ一部ノ停止ヲ爲スコトヲ得

第二十四條 本證券取引所ハ命令ノ定ムル所ニ依リ有價證券市場ニ於ケル立會ノ全部又ハ一部ノ停止ヲ爲スコトヲ得

第二十五條 本證券取引所ハ命令ノ定ムル所ニ依リ有價證券市場ニ於ケル立會ノ全部又ハ一部ノ停止ヲ爲スコトヲ得

第二十六條 本證券取引所ハ命令ノ定ムル所ニ依リ有價證券市場ニ於ケル立會ノ全部又ハ一部ノ停止ヲ爲スコトヲ得

第二十七條 本證券取引所ハ命令ノ定ムル所ニ依リ有價證券市場ニ於ケル立會ノ全部又ハ一部ノ停止ヲ爲スコトヲ得

第二十八條 本證券取引所ハ命令ノ定ムル所ニ依リ有價證券市場ニ於ケル立會ノ全部又ハ一部ノ停止ヲ爲スコトヲ得

第二十九條 本證券取引所ハ命令ノ定ムル所ニ依リ有價證券市場ニ於ケル立會ノ全部又ハ一部ノ停止ヲ爲スコトヲ得

第二十條 本證券取引所ハ命令ノ定ムル所ニ依リ有價證券市場ニ於ケル立會ノ全部又ハ一部ノ停止ヲ爲スコトヲ得

第二十一條 本證券取引所ハ命令ノ定ムル所ニ依リ有價證券市場ニ於ケル立會ノ全部又ハ一部ノ停止ヲ爲スコトヲ得

第二十二條 本證券取引所ハ命令ノ定ムル所ニ依リ有價證券市場ニ於ケル立會ノ全部又ハ一部ノ停止ヲ爲スコトヲ得

第二十三條 本證券取引所ハ命令ノ定ムル所ニ依リ有價證券市場ニ於ケル立會ノ全部又ハ一部ノ停止ヲ爲スコトヲ得

第二十四條 本證券取引所ハ命令ノ定ムル所ニ依リ有價證券市場ニ於ケル立會ノ全部又ハ一部ノ停止ヲ爲スコトヲ得

第二十五條 本證券取引所ハ命令ノ定ムル所ニ依リ有價證券市場ニ於ケル立會ノ全部又ハ一部ノ停止ヲ爲スコトヲ得

第二十六條 本證券取引所ハ命令ノ定ムル所ニ依リ有價證券市場ニ於ケル立會ノ全部又ハ一部ノ停止ヲ爲スコトヲ得

第二十七條 本證券取引所ハ命令ノ定ムル所ニ依リ有價證券市場ニ於ケル立會ノ全部又ハ一部ノ停止ヲ爲スコトヲ得

第二十八條 本證券取引所ハ命令ノ定ムル所ニ依リ有價證券市場ニ於ケル立會ノ全部又ハ一部ノ停止ヲ爲スコトヲ得

ケル立會ノ全部又ハ一部ヲ停止スペキ  
コトヲ命ズルコトヲ得

第二十六條 日本證券取引所ハ有價證券  
市場ニ於ケル取引物件トシテ上場ゼン  
トスル有價證券ノ銘柄ニ付命令ノ定ム  
ル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ  
上場ヲ廢止セントスル有價證券ノ銘柄  
ニ付亦同ジ

主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ日  
本證券取引所ニ對シ有價證券ノ銘柄ヲ  
指定シ有價證券市場ニ於ケル取引物件  
トシテ之ヲ上場シ又ハ之ガ上場ヲ廢止  
スペキコトヲ命ズルコトヲ得

### 第五章 取引員

第二十七條 有價證券市場ニ於ケル賣買  
取引ハ取引員ニ限り之ヲ爲スコトヲ得  
所ニ依リ主務大臣ノ免許ヲ受クベシ  
第二十八條 取引員タル資格ヲ有スル者  
ハ資本金額ガ勅令ヲ以テ定ムル額以上  
及議決權ノ過半數ガ帝國臣民又ハ帝國  
法人ニ屬セザルニ至リタルトキハ主務  
大臣ハ其ノ免許ヲ取消スコトヲ得

第三十條 取引員ハ勅令ノ定ムル所ニ依  
リ日本證券取引所ニ營業保證金ヲ納付  
スベシ

第三十一條 取引員ハ左ノ場合ニ於テハ  
命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可  
ヲ受クベシ

第三十二條 取引員ハ右ノ場合ニ於テハ  
命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可  
ヲ受クベシ

第三十三條 取引員ハ其ノ資本ノ總額ニ  
達スル迄ハ毎決算期ノ利益ノ十分ノ一  
取引員ノ取締役又ハ監查役中前條第二  
項各號ノニ該當スル者アルニ至リタ  
ルトキハ取引員ハ其ノ取締役又ハ監查  
役ヲ解任スベシ

前項ノ場合ニ於テ取引員ガ一月以内ニ  
其ノ取締役又ハ監查役ヲ解任セザルト  
キハ主務大臣ハ其ノ免許ヲ取消スコト  
ヲ得

第三十四條 取引員ハ主務大臣ノ定ムル  
所ニ依リ毎營業年度ニ業務報告書ヲ作  
成シ每營業年度經過後二月以内ニ之ヲ  
主務大臣ニ提出スベシ

第三十五條 取引員ハ毎營業年度ニ主務  
大臣ノ定ムル所ニ依リ貸借對照表ヲ公  
告スベシ

第三十六條 主務大臣ハ有價證券ノ公正  
ナル價格ノ形成若ハ價格ノ安定ノ爲又  
ハ有價證券ノ流通ヲ圓滑ナラシム爲  
必要アリト認ムルトキハ取引員ニ對シ  
有價證券市場ニ於ケル賣買取引ニ關シ  
必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第三十七條 主務大臣ハ必要アリト認ム  
ルトキハ取引員ヨリ其ノ業務及財產ノ  
狀況ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲ  
臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他  
ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第三十八條 取引員ガ法令若ハ法令ニ基  
テ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行  
ヲ受クルコトナキニ至リタル後五年  
ヲ經過セザル者

第三十九條 取引員ノ資本ノ半額以上又  
ハ議決權ノ過半數ガ帝國臣民又ハ帝國  
法人ニ屬セザルニ至リタルトキハ主務  
大臣ハ其ノ營業ノ停止若ハ營業ノ停止若  
ハ取締役監查役ノ解任ヲ命ジ又ハ其ノ  
ルトキハ主務大臣ハ其ノ營業ノ停止若  
ハ財產ノ狀況ニ依リ必要アリト認ムル  
以上ヲ準備金トシテ積立ツベシ

第四十條 日本證券取引所ハ有價證券ノ  
公正ナル價格ノ形成若ハ價格ノ安定ノ  
爲又ハ有價證券ノ流通ヲ圓滑ナラシム  
ル爲必要アリト認ムルトキハ主務大臣  
ノ認可ヲ受ク取引員ニ對シ有價證券市  
場ニ於ケル賣買取引ニ關シ必要ナル指  
示ヲ爲スコトヲ得

第四十一條 日本證券取引所ハ有價證券  
市場ノ秩序ヲ保持スル爲必要アリト認  
ムルトキハ業務規程ノ定ムル所ニ依リ  
取引員ニ對シ有價證券市場ニ於ケル賣  
買取引ノ差止ヲ爲シ、其ノ營業ノ停止  
ヲ命ジ又ハ過怠金ヲ課スルコトヲ得

第四十二條 日本證券取引所ハ必要アリ  
ト認ムルトキハ取引員ヨリ其ノ業務及  
財產ノ狀況ニ關シ報告ヲ徵スルコトヲ  
得

第一 帝國臣民ニ非ザル者

第二 破産者ニシテ復權ヲ得ザルモノ

第三 本法ニ依リ罰金以上ノ刑ニ處セラ

四 本店其ノ他有價證券市場ニ於ケル  
賣買取引ノ取扱ヲ爲ス營業所ノ位置  
設置セントスルトキ

第四十三條 取引員營業ヲ廢止シタル後

ト雖モ有價證券市場ニ於ケル賣買取引ノ

ノ結了ノ目的ノ範圍内ニ於テハ其ノ結

了ニ至ル迄、監督ノ目的ノ範圍内ニ於

テハ有價證券市場ニ於ケル賣買取引ノ

結了後一月ヲ經過スル迄仍其ノ營業ヲ

廢止セザルモノト看做ス取引員解散シ

又ハ其ノ免許方取消レタル後亦同ジ

前項ノ場合ニ於テ取引員ノ業務ヲ行フ

者ナキトキハ日本證券取引所ハ業務規

程ノ定ムル所ニ依リ他ノ取引員ヲシテ

有價證券市場ニ於ケル賣買取引ノ結了

ノ爲必要ナル業務ヲ行ハシムルコトヲ

得

第四十四條 取引員ハ第二十八條第二項

各號ノ一ニ該當スル者ヲ其ノ支配人其

ノ他命令ヲ以テ定ムル使用人ト爲スコ

トヲ得ズ

第四十五條 何人ト雖モ有價證券市場ニ

於ケル賣買取引ノ委託ノ代理、媒介又

ハ取次ヲ營業ト爲スコトヲ得ズ但シ取

引員が主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ爲シ

又ハ取引員ノ代理店主ガ當該取引員ニ

對スル有價證券市場ニ於ケル賣買取引

ノ委託ノ媒介ヲ爲スハ此ノ限ニ在ラズ

## 第六章 賣買取引

第四十六條 有價證券市場ニ於ケル賣買

取引ハ實物取引及清算取引二種トス

實物取引ニ在リテハ差金ノ授受ニ依リ  
其ノ決済ヲ爲スコトヲ得ズ

有價證券市場ニ於ケル賣買取引ノ期限

ハ勅令ヲ以テ定ムル期間ヲ超ユルコト

ヲ得ズ

ムル所ニ依リ有價證券市場ニ於テ行フ

賣買取引ノ種類ニ付主務大臣ノ認可ヲ

受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同

ジ

主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ日

本證券取引所ニ對シ有價證券市場ニ於

テ行フ賣買取引ノ種類ニ付必要ナル事

項ヲ命ズルコトヲ得

第四十八條 日本證券取引所ハ命令ノ定

ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケ有

價證券市場ニ於ケル賣買取引ニ付取引

員ヲシテ賣買證據金及賣買手數料ヲ納

付セシムルコトヲ得

主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ日

本證券取引所ニ對シ賣買證據金又ハ賣

買手數料ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズル

コトヲ得

第四十九條 取引員ハ命令ノ定ムル所ニ

依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケ有價證券市

場ニ於ケル賣買取引ノ受託ニ付委託證

據金及委託手數料ヲ徵スルコトヲ得

又ハ取引員ノ代理店主ガ當該取引員ニ

對スル有價證券市場ニ於ケル賣買取引

ノ委託ノ媒介ヲ爲スハ此ノ限ニ在ラズ

第六章 賣買取引

第四十六條 有價證券市場ニ於ケル賣買

取引ハ實物取引及清算取引二種トス

實物取引ニ在リテハ差金ノ授受ニ依リ

其ノ決済ヲ爲スコトヲ得ズ

有價證券市場ニ於ケル賣買取引ノ期限

ハ受託契約準則ニ關シ必要ナル事項ヲ

コトヲ得

引ニ關スル受渡其ノ他ノ決済ハ日本證

券取引所之ヲ管理ス

前項ノ受渡其ノ他ノ決済ハ業務規程ノ

定ムル所ニ依リ日本證券取引所ヲ經テ

之ヲ爲スペシ

第五十條 有價證券市場ニ於ケル賣買取

引ニ關スル受渡其ノ他ノ決済ハ日本證

券取引所之ヲ管理ス

前項ノ受渡其ノ他ノ決済ハ業務規程ノ

定ムル所ニ依リ日本證券取引所ヲ經テ

之ヲ爲スペシ

第五十一條 日本證券取引所ハ取引員ニ

シテ有價證券市場ニ於ケル賣買取引ニ

關シ其ノ責任ヲ履行セザルモノアルト

キハ業務規程ノ定ムル所ニ依リ其ノ取

引員ノ有價證券市場ニ於ケル一切ノ賣

買取引ヲ處理スベシ

第五十二條 前條ノ場合ニ於テ同條ノ取

引員以外ノ取引員ニ付生ズル損害ハ命

令ノ定ムル所ニ依リ日本證券取引所之

ガ賠償ノ責ニ任ズ

日本證券取引所ハ前項ノ規定ニ依リ損

害ヲ賠償シタルトキハ前條ノ取引員ニ

對シ其ノ賠償シタル金額及之ニ要シタ

ル費用ニ付求償權ヲ有ス

第五十三條 日本證券取引所ハ前條第二

項ノ求償權ノ他有價證券市場ニ於ケ

ル賣買取引ニ關シ取引員ニ對シ有スル

債權ニ關シ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ

取引員ノ賣買證據金及營業保證金ニ付

受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同

ジ

## 第七章 會計及補助

第五十六條 日本證券取引所ノ事業年度

ハ四月ヨリ翌年三月迄トス

第五十七條 日本證券取引所ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ設立ノ時及毎事業年度ニ財產目錄、貸借對照表及損益計算書ヲ作成シ設立後及每事業年度經過後ヲ受クベシ

契約ニ基キテ生ズル債權ニ關シ其ノ取

引員ノ賣買證據金及營業保證金ニ付他

ノ債權者ニ先チ辨濟ヲ受クルノ權利ヲ

有ス

第一項ノ規定ニ依ル優先權ハ前項ノ規

定ニ依ル優先權ニ對シ優先ノ效力ヲ有

ス

價證券市場ニ於ケル賣買取引ニ付有價

證券市場ニ於テ其ノ賣付、買付又ハ受

渡ヲ爲サズシテ之ヲ爲シタルト同一又

ハ類似ノ計算ヲ以テ委託者ニ對シ其ノ

決済ヲ爲スコトヲ得ズ

第五十五條 日本證券取引所ハ命令ノ定ムル所ニ依リ有價證券市場ニ於ケル公定相場ヲ決定シ之ヲ公示スベシ

日本證券取引所ハ命令ノ定ムル所ニ依

リ有價證券市場ニ於ケル各取引員ノ賣

買高ヲ公示スベシ

第五十四條 取引員ハ委託ヲ受ケタル有價證券市場ニ於ケル賣買取引ニ付有價證券市場ニ於テ其ノ賣付、買付又ハ受渡ヲ爲サズシテ之ヲ爲シタルト同一又ハ類似ノ計算ヲ以テ委託者ニ對シ其ノ決済ヲ爲スコトヲ得ズ

第五十三條 日本證券取引所ハ命令ノ定ムル所ニ依リ有價證券市場ニ於ケル公定相場ヲ決定シ之ヲ公示スベシ

日本證券取引所ハ命令ノ定ムル所ニ依

リ有價證券市場ニ於ケル各取引員ノ賣

買高ヲ公示スベシ

第五十二條 日本證券取引所ハ左ノ方法

ニ依ルノ外業務上ノ餘裕金ヲ運用スル

コトヲ得ズ

## 一 國債、地方債其ノ他主務大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ノ取得

## 二 大藏省預金部若ハ銀行ヘノ預金又ハ郵便貯金

## 第五十九條 日本證券取引所借入金ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

## 第六十條 日本證券取引所剩餘金ノ處分ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

## 第六十一條 日本證券取引所ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ毎事業年度ニ剩餘金ノ十分ノ一以内ヲ準備金トシテ積立ツベシ

## 第六十二條 日本證券取引所ノ毎事業年度ニ於ケル配當シ得ベキ剩餘金額ガ政府以外ノ出資者ノ拂込出資金額ニ對シ百分ノ五ノ割合ニ達セザルトキ(剩餘金額ナキトキ及損失ヲ生ジタルトキヲ含ム)ハ政府ハ之ニ達セシムベキ金額ヲ補給スベシ

## 第六十三條 日本證券取引所ハ毎事業年度ニ於ケル配當シ得ベキ剩餘金額ガ政府以外ノ出資者ノ拂込出資金額ニ對シ百分ノ五ノ割合ニ達セザルトキハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ準備金トシテ積立ツベシ

## 第六十四條 日本證券取引所ノ毎事業年度ニ於ケル剩餘金ノ配當ハ拂込出資金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルコトヲ得ズ

## 第六十五條 日本證券取引所ハ毎事業年度ニ於ケル配當シ得ベキ剩餘金額ガ政府以外ノ出資者ノ拂込出資金額ニ對シ年百分ノ五ノ割合ヲ超過スルコトヲ得ズ

## 第六十六條 日本證券取引所ハ毎事業年度ニ於ケル配當シ得ベキ剩餘金額ガ政府以外ノ出資者ノ拂込出資金額ニ對シ年百分ノ五ノ割合ヲ超過スルコトヲ得ズ

## 第六十七條 日本證券取引所ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ準備金トシテ積立ツベシ

金ト看做ス

第六十三條 日本證券取引所ハ毎事業年度ニ於ケル配當シ得ベキ剩餘金額(前條第二項ノ規定ニ依リ償還ニ充ツベキス以下同ジ)ガ政府以外ノ出資者ノ拂込出資金額ニ對シ年百分ノ五ノ割合ヲ超過セザルトキハ政府ノ出資ニ對シ剩餘ノ配當ヲ爲スコトヲ要セズ

第六十四條 日本證券取引所ハ毎事業年度ニ於ケル配當シ得ベキ剩餘金額ニ對シ年百分ノ五ノ割合ニ達セザルトキハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ準備金トシテ積立ツベシ

第六十五條 日本證券取引所ハ毎事業年度ニ於ケル配當シ得ベキ剩餘金額ガ政府以外ノ出資者ノ拂込出資金額ニ對シ年百分ノ五ノ割合ヲ超過スルコトヲ得ズ

第六十六條 日本證券取引所ハ毎事業年度ニ於ケル配當シ得ベキ剩餘金額ガ政府以外ノ出資者ノ拂込出資金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルコトヲ得ズ

第六十七條 日本證券取引所ハ毎事業年度ニ於ケル配當シ得ベキ剩餘金額ガ政府以外ノ出資者ノ拂込出資金額ニ對シ年百分ノ五ノ割合ヲ超過スルコトヲ得ズ

ノ定ムル所ニ依リ毎事業年度ノ事業ノ概況ヲ公告スベシ

第六十八條 日本證券取引所ガ第二十一條第一項第二號ノ規定ニ依リ有價證券ヲ賣入ルル場合ニ於ケル有價證券ノ移轉ニ付テハ有價證券移轉税ヲ課セズ

第六十九條 日本證券取引所ガ第六十二條第一項ノ規定ニ依リ受クル補給金ハ命令ノ定ムル所ニ依リ法人税法ニ依ル所得、營業税法ニ依ル純益及臨時利得税法ニ依ル利益ノ計算上之ヲ益金ニ算入セズ

第七十條 日本證券取引所ハ主務大臣之ヲ監督ス

第七十一條 主務大臣ハ日本證券取引所ノ目的達成上特に必要アリト認ムルトキハ日本證券取引所ニ對シ必要ナル業務ノ施行ヲ命ジ又ハ定期ノ變更其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第七十二條 日本證券取引所ハ業務開始ノ際業務規程ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同じ

第七十三條 主務大臣ハ日本證券取引所ニ對シ業務及財産ノ状況ニ關シ報告ヲ要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第七十四條 主務大臣ハ日本證券取引所ニ對シ業務及財産ノ状況ニ關シ報告ヲ要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第七十五條 日本證券取引所監理官ハ何時ニテモ日本證券取引所ノ業務及財產ノ状況ヲ検査スルコトヲ得

第七十六條 日本證券取引所ノ役員ガ法令、定期若ハ法令ニ基キテ爲ス主務大臣ノ命令若ハ處分ニ違反シ又ハ公益ヲ害スベキ行爲ヲ爲シタルトキハ政府ハ之ヲ解任スルコトヲ得

第七十七條 本法ニ依リ主務大臣ノ行フベキ職權ノ一部ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ日本證券取引所ヲシテ行ハシムルコトヲ得

第七十八條 日本證券取引所ハ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ日本證券取引所ノ負擔トス

第七十九條 有價證券市場ニ於ケル取引物件トシテ上場セラルル有價證券ヲ發行シタル會社ヨリ業務及財産ノ状況ニ關シ報告ヲ徵スルコトヲ得

第八十條 有價證券市場ニ於ケル買賣取引ノ方法其ノ他本法ノ施行ニ關スル重要事項ニ付主務大臣ノ諮詢ニ應ズル

爲有價證券取引委員會ヲ置ク  
有價證券取引委員會ノ組織及權限ハ勅

令ヲ以テ之ヲ定ム

第八十條 本法ニ規定スルモノノ外有價  
證券市場、取引員、取引員ノ代理店及  
使用人並ニ有價證券市場ニ於ケル賣買  
取引ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ  
之ヲ定ム

#### 第十一章 罰則

第八十一條 有價證券市場ニ於ケル相場  
ノ變動ヲ圖ル目的ヲ以テ虛偽ノ風説ヲ  
流布シ、偽計ヲ用ヒ又ハ暴行若ハ脅迫  
ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五  
千圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十二條 有價證券市場ニ類似ノ施設  
ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ三  
千圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十三條 左ノ各號ノニ該當スル者  
ハ一年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰  
金ニ處ス

一 有價證券市場ニ於ケル相場ヲ偽リ  
テ公示シタル者

二 公示若ハ頒布ノ目的ヲ以テ虛偽ノ  
相場ヲ記載シタル文書ヲ作成シ又ハ

之ヲ頒布シタル者

第八十四條 有價證券市場ニ依ラズシテ  
有價證券市場ニ於ケル相場ニ依リ差金  
ノ授受ヲ目的トスル行爲ヲ爲シタル者

ハ一年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰  
金ニ處ス但シ刑法第百八十六條ノ規定  
ノ適用ヲ妨げズ

第八十五條 第十九條ノ規定ニ違反シ有  
價證券市場ニ於ケル賣買取引ノ委託ヲ  
爲シ又ハ取引員トノ間ニ其ノ營業ニ付  
特別ノ利害關係ヲ生ズルコトヲ目的ト  
スル行爲ヲ爲シタル者ハ五千圓以下ノ

罰金ニ處ス

第八十六條 第三十一条第三號ノ規定ニ  
違反シ認可ヲ受ケズシテ支店其ノ他ノ

本店以外ノ營業所ニ於テ有價證券市場  
ニ於ケル賣買取引ノ取扱ヲ爲シ若ハ有

價證券市場ニ於ケル賣買取引ノ取扱ヲ  
爲ス代理店ヲ設置シタル者又ハ第四十

五條ノ規定ニ違反シタル者ハ五千圓以  
下ノ罰金ニ處ス

第八十七條 嘗該官吏、有價證券取引委  
員會ノ會長委員幹事若ハ第二十條ニ規  
定スル日本證券取引所ノ職員又ハ其ノ

職ニ在リタル者本法ニ依ル職務執行ニ  
關シ知得タル法人又ハ人ノ業務上ノ祕  
密ヲ漏洩シ又ハ鑑用シタルトキハ三千  
圓以下ノ罰金ニ處ス

一 有價證券市場ニ於ケル相場ヲ偽リ  
テ公示シタル者

二 公示若ハ頒布ノ目的ヲ以テ虛偽ノ  
相場ヲ記載シタル文書ヲ作成シ又ハ

之ヲ頒布シタル者

三 第三十一條第一號、第二號又ハ第  
四號ノ規定ニ依リ認可ヲ受クベキ事  
項ヲ認可ヲ受ケズシテ爲シタル者

一 第三十二條ノ規定ニ違反シ認可ヲ  
受ケズシテ他ノ業務ヲ營ミタル者

二 第三十二條ノ規定ニ違反シ認可ヲ  
受ケズシテ他ノ業務ヲ營ミタル者

三 第三十三條ノ規定ニ違反シ準備金  
ヲ積立テザル者

四 第三十四條ノ規定ニ依ル業務報告  
書ノ提出ヲ爲サズ又ハ之ニ記載スペ  
キ事項ヲ記載セズ若ハ不正ノ記載ヲ爲

三 第三十三條ノ規定ニ違反シ準備金  
ヲ積立テザル者

四 第三十六條又ハ第三十九條第一項  
ノ規定ニ依ル主務大臣ノ命令ニ違反  
シタル者

五 第三十七條第一項又ハ第四十二條  
ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虛偽  
ノ報告ヲ爲シタル者

六 第三十七條第一項又ハ第四十二條  
ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虛偽  
ノ報告ヲ爲シタル者

七 第三十七條第一項又ハ第四十二條  
ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虛偽  
ノ報告ヲ爲シタル者

八 第三十七條第一項又ハ第四十二條  
ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虛偽  
ノ報告ヲ爲シタル者

九 第三十七條第一項又ハ第四十二條  
ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虛偽  
ノ報告ヲ爲シタル者

十 第三十七條第一項又ハ第四十二條  
ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虛偽  
ノ報告ヲ爲シタル者

十一 第三十七條第一項又ハ第四十二條  
ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虛偽  
ノ報告ヲ爲シタル者

十二 第三十七條第一項又ハ第四十二條  
ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虛偽  
ノ報告ヲ爲シタル者

十三 第三十七條第一項又ハ第四十二條  
ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虛偽  
ノ報告ヲ爲シタル者

十四 第三十七條第一項又ハ第四十二條  
ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虛偽  
ノ報告ヲ爲シタル者

十五 第三十七條第一項又ハ第四十二條  
ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虛偽  
ノ報告ヲ爲シタル者

十六 第三十七條第一項又ハ第四十二條  
ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虛偽  
ノ報告ヲ爲シタル者

十七 第三十七條第一項又ハ第四十二條  
ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虛偽  
ノ報告ヲ爲シタル者

十八 第三十七條第一項又ハ第四十二條  
ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虛偽  
ノ報告ヲ爲シタル者

十九 第三十七條第一項又ハ第四十二條  
ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虛偽  
ノ報告ヲ爲シタル者

二十 第三十七條第一項又ハ第四十二條  
ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虛偽  
ノ報告ヲ爲シタル者

二十一 第三十七條第一項又ハ第四十二條  
ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虛偽  
ノ報告ヲ爲シタル者

二十二 第三十七條第一項又ハ第四十二條  
ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虛偽  
ノ報告ヲ爲シタル者

二十三 第三十七條第一項又ハ第四十二條  
ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虛偽  
ノ報告ヲ爲シタル者

二十四 第三十七條第一項又ハ第四十二條  
ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虛偽  
ノ報告ヲ爲シタル者

二十五 第三十七條第一項又ハ第四十二條  
ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虛偽  
ノ報告ヲ爲シタル者

二十六 第三十七條第一項又ハ第四十二條  
ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虛偽  
ノ報告ヲ爲シタル者

二十七 第三十七條第一項又ハ第四十二條  
ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虛偽  
ノ報告ヲ爲シタル者

二十八 第三十七條第一項又ハ第四十二條  
ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虛偽  
ノ報告ヲ爲シタル者

二十九 第三十七條第一項又ハ第四十二條  
ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虛偽  
ノ報告ヲ爲シタル者

三十 第三十七條第一項又ハ第四十二條  
ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虛偽  
ノ報告ヲ爲シタル者

三十一 第三十七條第一項又ハ第四十二條  
ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虛偽  
ノ報告ヲ爲シタル者

三十二 第三十七條第一項又ハ第四十二條  
ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虛偽  
ノ報告ヲ爲シタル者

營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有ス  
ル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ  
ノ刑ニ處スルコトヲ得ズ

第九十二條 左ノ場合ニ於テハ日本證券  
取引所ノ總裁、副總裁、理事、監事又ハ  
第十七條ノ規定ニ依ル代理人ヲ千圓以  
下ノ過料ニ處ス

一 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令  
ニ依リ認可ヲ受ケタルトキ

二 本法ニ規定セザル業務ヲ行ヒタル  
者

三 第五十八條ノ規定ニ違反シ業務上  
ノ餘裕金ヲ運用シタルトキ

四 主務大臣ノ命令又ハ處分ニ違反シ  
タルトキ

五 第七十五條第一項又ハ第二項ノ規  
定ニ依ル日本證券取引所監理官ノ檢  
查ヲ拒ミ、妨げ若ハ忌避シ又ハ其ノ  
命ズル報告ヲ爲サザルトキ

六 第九十三條 左ノ場合ニ於テハ前條ニ掲  
ゲル者ヲ五百圓以下ノ過料ニ處ス

七 一本法ニ基キテ發スル勅令ニ違反シ  
タルトキハ其ノ法人又ハ人へ自己ノ指  
揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免  
ルルコトヲ得ズ

八 第九十四條 第八十二條乃至第  
八十四條 第八十二條乃至第

九 第八十六條及第八十八條第一號乃至第  
七號ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理

事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行ス

ル役員ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルト  
キハ其ノ法定代理人人ニ之ヲ適用ス但シ

臣ノ承認ヲ受ケザルトキ

一 一本法ニ基キテ發スル勅令ニ違反シ  
タルトキ又ハ其ノ書類ニ記載スベキ

事項ヲ記載セズ若ハ不正ノ記載ヲ爲

書ノ提出ヲ爲サズ又ハ之ニ記載スペ

キ事項ヲ記載セズ若ハ不正ノ記載ヲ爲

第九十四條 第十二條ノ規定ニ違反シ日

本證券取引所又ハ之ニ類似スル名稱ヲ  
用ヒタル者ハ千圓以下ノ過料ニ處ス

附 則

第九十五條 本法施行ノ期日ハ各條ニ付

勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九十六條 取引所法ニ依ル取引所ニシ

テ本條ノ規定施行ノ際現ニ存スルモノ  
(以下舊取引所ト稱ス)ハ第九十七條乃

至第一百六條ノ規定ニ依リ日本證券取引

所ト爲ルモノトス

第九十七條 主務大臣ハ設立委員ヲ命ジ

日本證券取引所ノ設立ニ關スル事務ヲ

處理セシム

第九十八條 前條ノ規定ニ依ル設立委員

ノ任命アリタル後ハ舊取引所ノ業務ヲ

執行スル役員ハ主務大臣ノ認可ヲ受ク

ルニ非ザレバ舊取引所ノ常務ニ屬セザ

ル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

舊取引所ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ株券

ノ名義書換ヲ停止スベシ

主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ舊

取引所ニ對シ賣買取引ノ制限其ノ他必

要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第九十九條 設立委員ハ勅令ノ定ムル所

ニ依リ舊取引所ノ株式ニ對シ日本證券

取引所ノ出資ノ引當ヲ爲シ主務大臣ノ

認可ヲ受ケベシ

主務大臣前項ノ認可ヲ爲サンツルトス

キハ取引所資產評價委員會ノ議ヲ經ベ

シ

取引所資產評價委員會ノ組織及權限ハ

勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一百條 前條第一項ノ認可アリタルトキハ

ハ設立委員ハ定款ヲ作成シ主務大臣ノ

認可ヲ受クベシ

第一百一條 前條ノ認可アリタルトキハ設

立委員ハ總出資ヨリ政府ノ引受ケタル

出資及舊取引所ノ株式ニ引當テタル出

資ヲ控除シタル殘餘ノ出資ニ付出資者

ヲ募集スベシ

第一百二條 設立委員ハ前條ノ募集ヲ終リ

タルトキハ出資申込書ヲ主務大臣ニ提

出シ設立ノ認可ヲ申請スベシ

前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ設立委員

ハ遲滯ナク舊取引所ノ株式ニ引當テタ

ル出資以外ノ出資ニ付拂込ヲ爲サシム

ベシ

第一百三條 前條第二項ノ拂込完了シタル

トキハ設立委員ハ遲滯ナク其ノ事務ヲ

日本證券取引所總裁ニ引渡スベシ

日本證券取引所ノ事務ノ引

渡ヲ受ケタルトキハ主タル事務所ノ所

在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スベシ

日本證券取引所ハ前項ノ登記ヲ爲スニ

因リテ成立ス

第一百四條 日本證券取引所ノ成立ニ因リ

舊取引所ハ之ニ吸收セラルモノトシ

舊取引所ノ權利義務ハ日本證券取引所

ニ於テ之ヲ承繼ス

第一百五條 舊取引所ノ株式ヲ目的トスル

質權ハ第九十九條第一項ノ規定ニ依リ

其ノ株式ニ對シ引當テラレタル出資ノ持分又ハ同項ノ規定ニ基キテ發スル勅

令ニ依リ交付セラレタル金錢アルトキハ其ノ金錢ノ上ニ存在ス

第一百六條 本法ニ規定スルモノノ外日本

證券取引所ノ設立ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一百七條 日本證券取引所ガ第百四條ノ規定ニ依リ承繼シタル不動産ニ關スル

権利ノ取得ニ付登記ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ登錄稅ノ額ハ不動產ノ價格ノ千分ノ三トス但シ登後稅法ニ依リ算出シタル登錄稅ノ額ガ本條ノ規定ニ依リ

算出シタル稅額ヨリ少キトキハ其ノ額ニ依ル

日本證券取引所ヘノ有價證券移轉ニ付

テハ有價證券移轉稅ヲ課セズ

第一百八條 取引所法ハ有價證券ニ關シテハ之ヲ適用セズ

前項ノ規定施行前ニ爲シタル舊取引所ニ於ケル有價證券ノ賣買取引ニ關シ必

要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一項ノ規定施行前有價證券ニ關スル

行為ニシテ取引所法ノ罰則ヲ適用スベ

カリシモノニ付テハ從前ノ例ニ依ル

レタル者ハ第二十八條第二項、第二十

九條第二項及前條第三項ノ規定ノ適用

ハ之ヲ本法ニ依リ免許ヲ取消セラタル者ト看做ス

取引所法ニ依リ罰金以上ノ刑ニ處セラ

タル者ハ第二十八條第二項、第二十

九條第二項及前條第三項ノ規定ノ適用

ニ付テハ之ヲ本法ニ依リ罰金以上ノ刑

引タル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ日

本證券取引所成立ノ日ヨリ三年ヲ限リ

ノ規定ハ株式會社ニシテ其ノ取締役又ハ

受ケタル取引員ト看做ス

前項ノ場合ニ於テ同項ノ取引員ガ取引所第十四條ノ規定ニ依リ舊取引所ニ

所法第十四條ノ規定ニ依リ舊取引所ニ納付シタル身元保證金ノ處置ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

ノガ第二十八條第二項各號ノ一一該當スルニ至リタルトキハ主務大臣ハ其ノ

免許ヲ取消スコトヲ得

第一項ノ取引員ガ第三十二條ノ規定施行ノ際現ニ有價證券引受業法ニ依リ有價證券引受業ヲ營ミ又ハ有價證券業取締法ニ依リ有價證券業ヲ營ム場合ヲ除

クノ外他ノ業務ヲ營ム者ナルトキハ其ノ業務ニ關シテハ同條ノ規定施行ノ日ヨリ六月ヲ限リ同條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

死亡シタル場合ニ之ヲ準用ス

ノ業務ニ關シテハ同條ノ規定施行ノ日ヨリ六月ヲ限リ同條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

第四十三條ノ規定ハ第一項ノ取引員ガ

ヲ取消セラ又ハ除名セラレタル會社ハ

第二十八條第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ本法ニ依リ免許ヲ取消セラタル者ト看做ス

取引所法ニ依リ罰金以上ノ刑ニ處セラ

タル者ハ第二十八條第二項、第二十

九條第二項及前條第三項ノ規定ノ適用

ハ之ヲ本法ニ依リ免許ヲ取消セラタル者ト看做ス

ニ處セラレタル者ト看做ス

第二十七條第二項ノ規定ニ依リ免許ヲ

監査役中本法ニ依リ取引員ノ免許ヲ取

消サレ又ハ取引所法ニ依リ取引員ノ免

許ヲ取消サレ若ハ除名セラレ取消又ハ

除名ノ後五年ヲ経過セザル者アルモノ

ニ之ヲ準用ス

取引員ハ取引所法ニ依リ罰金以上ノ刑

ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ

受クルコトナキニ至リタル後五年ヲ經

過セザル者及本法ニ依リ取引員ノ免許

ヲ取消サレ又ハ取引所法ニ依リ取引員

ノ免許ヲ取消サレ若ハ除名セラレ取消

又ハ除名ノ後五年ヲ経過セザル者ヲ其

ノ支配人其ノ他命令ヲ以テ定ムル使用

人ト爲スコトヲ得ズ

第一百一十一条 第十二條ノ規定施行ノ際現

ニ日本證券取引所又ハ之ニ類似スル名

稱ヲ用フル者ハ同條ノ規定施行ノ日ヨ

リ六月以内ニ其ノ名稱ヲ變更スベシ

第九十四條ノ規定ハ前項ノ期間内之ヲ

同項ニ掲タル者ニ適用セズ

第一百二十二条 登錄稅法中左ノ通改正ス

第十九條第七號中「日本銀行」ノ下ニ

「日本證券取引所」ヲ、「日本銀行法」

ノ下ニ「日本證券取引所法」ヲ加フ

第一百三十三条 印紙稅法中左ノ通改正ス

第五條第四號ノ三ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

四ノ四 日本證券取引所ノ發スル出

資證券

第一百四十四条 有價證券業取締法中左ノ通

改正ス

第一條第一項中「及戰時金融金庫」ヲ

「戦時金融金庫及日本證券取引所」ニ

改ム

市街地信用組合法案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十八年二月十八日

衆議院議長 岡田 忠彦

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

市街地信用組合法案

市街地信用組合法案

第一章 總則

第一條 市街地信用組合ハ組合員ノ產業

又ハ經濟ニ必要ナル金融事業ヲ行フコ

トヲ目的トス

第二條 市街地信用組合ハ其ノ名稱中ニ

信用組合ナル文字ヲ用フルコトヲ要ス

市街地信用組合ニ非ザルモノハ産業組

合法ニ依ル信用組合ヲ除クノ外其ノ名

稱中ニ信用組合タルコトヲ示スペキ文

字ヲ用フルコトヲ得ズ

第三條 市街地信用組合ニハ所得稅、法

地信用組合ニハ之ヲ適用セズ

人稅及營業稅ヲ課セズ

第一百一十二条 登錄稅法中左ノ通改正ス

第五條 印紙稅法中左ノ通改正ス

四ノ四 日本證券取引所ノ發スル出

資證券

第一百四十四条 有價證券業取締法中左ノ通

改正ス

第五條 本法ニ基キテ發スル勅令ニ依

登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ

之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

市街地信用組合ハ設立ノ登記ヲ爲スニ

因リテ成立ス

勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 民法第四十四條第一項及第五十

條ノ規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用

ス

第二章 設立

第七條 市街地信用組合ヲ設立セントス

ル者ハ其ノ設立ニ付主務大臣ノ認可ヲ

受クルコトヲ要ス

前項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ申請書

ニ定款及業務方法ヲ記載シタル書面ヲ

添附シ之ヲ主務大臣ニ提出スルコトヲ

要ス

第八條 定款ニハ左ノ事項ヲ記載シ設立

者之ニ署名捺印スルコトヲ要ス

一 目的

二 名稱

三 地區

四 事務所ノ所在地

五 役員及會議ニ關スル事項

六 組合員ニ關スル事項

七 出資ニ關スル事項

八 業務及其ノ執行ニ關スル事項

九 會計ニ關スル事項

十 存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタ

ルトキハ其ノ時期又ハ事由

十一 公告ノ方法

第十九條 第七條第一項ノ認可アリタルト

キハ組合長、理事及監事ノ全員ハ設立

ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

市街地信用組合ハ設立ノ登記ヲ爲スニ

因リテ成立ス

第三章 機關

第十條 市街地信用組合ニ組合長一人、

理事二人以上及監事一人以上ヲ置ク

第十一條 組合長ハ市街地信用組合ヲ代

表シ其ノ業務ヲ總理ス

理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ市街地信

用組合ヲ代表シ組合長ヲ輔佐シテ市街

地信用組合ノ業務ヲ掌理シ組合長事故

アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ組合長缺

員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

監事ハ市街地信用組合ノ業務ヲ監査ス

決議ヲ以テ之ヲ選任ス但シ市街地信用

組合設立ノ當時ノ組合長、理事及監事

ハ定款ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ要ス

組合長及理事ノ任期ハ三年、監事ノ任

期ハ二年トス但シ定款ニ別段ノ定アル

トキハ此ノ限ニ在ラズ

組合長、理事及監事ハ其ノ任期中ト雖

モ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ解任スルコト

ヲ得

第一項及前項ノ決議ハ總組合員ノ半數

以上出席シ其ノ議決權ノ三分ノ二以上

ヲ以テ之ヲ爲ス

前項ノ規定ニ適用ニ付テハ第一十二条

ニ於テ準用スル民法第六十六條ノ規定

ニ依リ議決權ナキ組合員ハ之ヲ總組合

員ノ員數ニ算入セズ

第一項ノ規定ニ依ル組合長及理事ノ選

任並ニ第三項ノ規定ニ依ル組合長及理

事ノ解任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ

事ノ解任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ

事ノ解任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ

非サレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

### 第十三條 組合長ハ定款及總會ノ決議錄

各事務所ニ、組合員名簿ヲ主タル事務所ニ備置クコトヲ要ス

前項ノ組合員名簿ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 各組合員ノ氏名及住所

二 各組合員ノ出資口數

三 各組合員ノ拂込ミタル金額

組合員及市街地信用組合ノ債權者ハ第一項ニ掲タル書類ノ閲覽ヲ求ムルコトヲ得

### 第十四條 組合長ハ定款ノ定ムル所ニ依リ從タル事務所ノ業務ニ關シ一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有スル代理人ヲ選任スルコトヲ得

第十五條 組合長及理事ハ監事ノ承認ヲ得タルトキニ限リ自己又ハ第三者ノ爲ニ市街地信用組合ト取引ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ民法第百八條ノ規定ヲ適用セズ

第十六條 市街地信用組合ガ組合長若ハ理事ニ對シ又ハ組合長若ハ理事ガ市街地信用組合ニ對シ訴ヲ提起スル場合ニ於テハ其ノ訴ニ付テハ監事市街地信用組合ヲ代表ス但シ總會ハ他人ヲシテ之ヲ代表セシムルコトヲ得

第十七條 監事ハ組合長、理事、第十四條ノ規定ニ依ル代理人又ハ市街地信用組合ノ事務員ヲ兼ヌルコトヲ得ズ

第十八條 組合長、理事又ハ監事ガ其ノ

任務ヲ怠リタルトキハ其ノ組合長、理事又ハ監事ハ市街地信用組合ニ對シ連帶シテ損害賠償ノ責ニ任ズ

組合長、理事又ハ監事ガ法令又ハ定款ニ違反スル行爲ヲ爲シタルトキハ總會ノ決議ニ依リタル場合ト雖モ其ノ組合長、理事又ハ監事ハ第三者ニ對シ連帶

シテ損害賠償ノ責ニ任ズ

第十九條 組合長ハ毎事業年度一回通常總會ヲ招集スルコトヲ要ス

組合長必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ臨時總會ヲ招集スルコトヲ得

第二十條 組合員ハ總組合員五分ノ一以上ノ同意ヲ得テ會議ノ目的タル事項及招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ組合長ニ提出シテ總會ノ招集ヲ請求スルコトヲ得

第二十一條 総會ノ決議ハ本法又ハ定款

前項ノ請求アリタル後二週間以内ニ組合長ガ正當ノ事由ナクシテ總會招集ノ手續ヲ爲サザルトキハ請求ヲ爲シタル組合員ハ主務大臣ノ許可ヲ得テ其ノ招集ヲ爲スコトヲ得

第二十二條 総會ノ決議ハ本法又ハ定款

別段ノ定アル場合ヲ除クノ外出席シタル組合員ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

組合員ハ代理人ヲ以テ其ノ議決權ヲ行使フルコトヲ得

第二十三條 市街地信用組合ハ定款ノ

組合員ハ其ノ拂込ムベキ出資額ニ付相殺ヲ以テ市街地信用組合ニ對抗スルコトヲ得ズ

第二十四條 組合員ハ市街地居住者其ノムモノニ限ル

法人ハ勅令ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外市街地信用組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得ス

第二十五條 組合員ハ出資一口以上ヲ有スルコトヲ要ス

組合員ノ有スベキ出資口數ハ五十口ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由アルトキハ定款ノ定ムル所ニ依リ之ヲ增加スルコトヲ得

第二十六條 組合員ノ責任ハ其ノ出資額一口ノ金額ハ均一ナルコトヲ要ス

第二十七條 組合員ハ市街地信用組合ノ

組合員ハ其ノ拂込ムベキ出資額ニ付相

殺ヲ以テ市街地信用組合ニ對抗スルコトヲ得ズ

第二十八條 市街地信用組合ハ組合員ノ持分ヲ取得シ又ハ質權ノ目的トシテ之ヲ

第二十九條 本法ニ規定スルモノノ外組合員ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條 組合員ハ市街地居住者其ノムモノニ限ル

法人ハ勅令ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外市街地信用組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得ス

第二十一條 市街地信用組合ハ左ノ方法ニ依ルノ外業務上ノ餘裕金ヲ運用スルコトヲ得ズ

ヲ受クルコトヲ得ズ但シ市街地信用組合ノ權利ノ實行ニ當リ其ノ目的ヲ達スル爲必要ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

市街地信用組合前項但書ノ規定ニ依リ組合員ノ持分ヲ取得シ又ハ質權ノ目的

シテ之ヲ受ケタル場合ニ於テハ相當ノ金額ノ減少、解散、合併及事業全部ノ讓渡ノ決議ヲ爲スコトヲ得ズ

ノ時期ニ之ヲ處分スルコトヲ要ス

第二十二條 市街地信用組合ハ定款ノ

組合員ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十三條 市街地信用組合ハ左ノ業務ヲ行フ

一 組合員ニ對スル資金ノ貸付

二 組合員ノ爲ニスル手形ノ割引

三 組合員ノ貯金又ハ定期積金ノ受入

四 前各號ノ業務ニ附隨スル業務ヲ

市街地信用組合前項ノ業務ノ外公共團體、營利ヲ目的トセザル法人其ノ他

命令ヲ以テ定ムル者ノ貯金若ハ定期積金ノ受入ヲ爲シ又ハ命令ノ定ムル所ニ依リ他ノ法人ノ業務ノ取扱ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 市街地信用組合ハ左ノ方法ニ依ルノ外業務上ノ餘裕金ヲ運用スルコトヲ得ズ

一 銀行其ノ他命令ヲ以テ定ムル金融機關ヘノ預金又ハ金錢信託

二 大藏省預金部ヘノ預金又ハ郵便貯金

第三十二條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第三十三條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第三十四條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第三十五條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第三十六條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第三十七條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第三十八條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第三十九條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第四十條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第四十一條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第四十二條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第四十三條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第四十四條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第四十五條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第四十六條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第四十七條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第四十八條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第四十九條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第五十條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第五十一條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第五十二條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第五十三條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第五十四條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第五十五條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第五十六條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第五十七條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第五十八條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第五十九條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第六十條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第六十一條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第六十二條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第六十三條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第六十四條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第六十五條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第六十六條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第六十七條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第六十八條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第六十九條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第七十條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第七十一條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第七十二條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第七十三條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第七十四條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第七十五條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第七十六條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第七十七條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第七十八條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第七十九條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第八十條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第八十一條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第八十二條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第八十三條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第八十四條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第八十五條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第八十六條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第八十七條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第八十八條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第八十九條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第九十條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第九十一條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第九十二條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第九十三條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第九十四條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第九十五條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第九十六條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第九十七條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第九十八條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第九十九條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第一百條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第一百零一條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第一百零二條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第一百零三条 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第一百零四條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第一百零五條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第一百零六條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第一百零七條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第一百零八條 市街地信用組合ハ定款ノ

規定ハ市街地信用組合ニ之ヲ準用ス

第一百零九條 市街地信用組合ハ定款ノ

タル有價證券ノ取得

第三十二條 主務大臣ハ市街地信用組合ノ行フ資金ノ吸收及運用ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第六章 會計

第三十三條 市街地信用組合ノ事業年度

八四月ヨリ翌年三月迄トス但シ定期款ヲ以テ四月ヨリ九月迄及十月ヨリ翌年三月迄ト爲スコトヲ得

第三十四條 組合長ハ通常總會ノ會日ヨリ一週間前ニ財產目錄、貸借對照表、事業報告書、損益計算書及剩餘金處分案ヲ監事ニ提出シ且之ヲ主タル事務所ニ備置クコトヲ要ス

組合員及市街地信用組合ノ債權者ハ前項ニ掲ぐる書類ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第三十五條 組合長ハ前條第一項ニ掲ぐる書類及監事ノ意見書ヲ通常總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

第三十六條 市街地信用組合ハ出資額

=相當スル金額ニ達スル迄ハ毎事業年度ノ剩餘金ノ四分ノ一以上ヲ準備金トシテ積立ツルコトヲ要ス

前項ノ準備金ハ出資ノ缺損ノ填補ニ充ツル場合ヲ除クノ外之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第三十七條 本法ニ規定スルモノノ外市街地信用組合ノ剩餘金ノ處分其ノ他經理ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七章 定款ノ變更

第三十八條 定款ノ變更ヲ爲スニハ總會ノ決議アルコトヲ要ス

第十一條 第四項乃至第六項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十九條 市街地信用組合ガ出資一口ノ金額ノ減少ノ決議ヲ爲シタルトキハ其ノ決議ノ日ヨリ二週間以内ニ財產目錄及貸借對照表ヲ作成スルコトヲ要ス

市街地信用組合ハ前項ノ期間内ニ其ノ債權者ニ對シ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述ブベキ旨ヲ公告シ且貯金者及定期積金者以外ノ知レタル債權者ニハ各別ニ之ヲ催告スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ

第四十條 債權者ガ前條第二項ノ期間内ニ異議ヲ述べザリシトキハ出資一口ノ金額ノ減少ヲ承認シタルモト看做ス

第四十一條 債權者ガ異議ヲ述べタルトキハ市街地信用組合ハ辨済ヲ爲シ若ハ相當ノ擔保ヲ供シ又ハ債權者ニ辨済ヲ受ケシムルコトヲ目的トシテ信託會社若ハ信託業務ヲ營ム銀行ニ相當ノ財產ヲ信託スル

前項ノ公告アリタルトキハ事業全部ノ譲渡ヲ爲シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ公告スルコトヲ要ス

第四十二條 市街地信用組合ハ事業全部ノ譲渡ハ主務大臣ノ認可併及事業全部ノ譲渡ハ主務大臣ノ認可

ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第四十三條 總會ノ決議ニ因ル解散、合併及事業全部ノ譲渡ハ主務大臣ノ認可

ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第四十四條 市街地信用組合ガ事業全部ノ譲渡ヲ爲シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ公告スルコトヲ要ス

前項ノ公告アリタルトキハ事業全部ノ譲渡ヲ爲シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ公告スルコトヲ要ス

第四十五條 第三十九條及第四十條ノ規定ハ市街地信用組合ノ合併及事業全部ノ譲渡ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十六條 本法ニ規定スルモノノ外市街地信用組合ノ解散、合併及清算ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十七條 本法ニ規定スルモノノ外市街地信用組合ノ解散、合併及清算ニ關

四 組合員ガ一人ト爲リタルコト

五 破産

六 事業全部ノ譲渡

七 主務大臣ノ解散ノ處分

第四十二條 市街地信用組合ハ總會ノ決議ヲ以テ他ノ市街地信用組合ト合併ヲ爲シ又ハ命令ヲ以テ定ムル金融機關ニ對シ事業全部ノ譲渡ヲ爲スコトヲ得

第四十三條 第十二條第四項ノ規定ハ前項ノ決議ニ之ヲ準用ス

第四十四條 總會ノ決議ニ因ル解散、合併及事業全部ノ譲渡ハ主務大臣ノ認可

ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第四十五條 第三十九條及第四十條ノ規定ハ市街地信用組合ノ合併及事業全部ノ譲渡ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十六條 本法ニ規定スルモノノ外市街地信用組合ノ解散、合併及清算ニ關

シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十七條 市街地信用組合ハ事業年度毎ニ業務報告書ヲ作成シテ之ヲ主務大臣ニ提出スルコトヲ要ス

第四十八條 市街地信用組合業務方法ヲ變更セントスルトキハ主務大臣ノ認可

第四十九條 主務大臣市街地信用組合ノ目的達成上必要アリト認ムルトキハ市街地信用組合ニ對シ業務方法ヲ制限シ又ハ定款若ハ業務方法ノ變更其ノ他必

要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第五十條 主務大臣ハ市街地信用組合ニ對シ業務及財產ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ、検査ヲ爲シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第五十一條 市街地信用組合ノ業務若ハ命令ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スルノ虞アルトキハ主務大臣ハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第五十二條 組合長又ハ理事又ハ監事ノ解任ノ爲損害ヲ生ズルノ虞アルトキハ主務大臣ハ假ニ之ヲ選任スルコトヲ得

第五十三條 組合長又ハ理事又ハ監事ノ解任ノ爲損害ヲ生ズルノ虞アルトキハ主務大臣ハ假ニ之ヲ選任スルコトヲ得

第五十四條 組合長又ハ理事又ハ監事ノ解任ノ爲損害ヲ生ズルノ虞アルトキハ主務大臣ハ假ニ之ヲ選任スルコトヲ得

第五十五條 組合長又ハ理事又ハ監事ノ解任ノ爲損害ヲ生ズルノ虞アルトキハ主務大臣ハ假ニ之ヲ選任スルコトヲ得

第五十六條 組合長又ハ理事又ハ監事ノ解任ノ爲損害ヲ生ズルノ虞アルトキハ主務大臣ハ假ニ之ヲ選任スルコトヲ得

第五十七條 組合長又ハ理事又ハ監事ノ解任ノ爲損害ヲ生ズルノ虞アルトキハ主務大臣ハ假ニ之ヲ選任スルコトヲ得



ラルモノトシ當該産業組合ノ権利義務ハ市街地信用組合ニ於テ之ヲ承繼ス  
第六十五條 第六十二條第一項又ハ第六十三條第四項ノ規定ニ依リ産業組合ガ市街地信用組合ト爲リタルトキハ其ノ産業組合ノ組合員ノ出資ハ當該市街地信用組合ニ對スル出資ト看做ス  
前項ノ場合ニ於テ産業組合ニ對スル出資ノ持分ノ上ニ存在スル質權ハ市街地信用組合ニ對スル出資ノ持分ノ上ニ存在ス

第六十六條 第六十二條第一項又ハ第六十三條第四項ノ場合ニ於テ市街地信用組合ト爲リタルトキハ特別ハ保證責任ノ組合ナルトキハ當該市街地信用組合成立ノ際ニ於ケル組合員ハ當該産業組合ノ債務ニ付テハ産業組合ハ保證責任ナルトキハ當該市街地信用組合成立前ニ生ジタル人ト看做シ市街地信用組合ハ特別ノ法人ト看做ス  
當該市街地信用組合成立前ニ生ジタル人ト看做シ因リテ消滅シタル特別ノ法人ト看做ス  
當該産業組合ノ債務ニ付テハ産業組合法第二條第一項ノ規定ニ依ル責任ヲ免  
ルルコトナシ  
前項ノ責任ハ同項ノ市街地信用組合成立後二年以内ニ請求又ハ請求ノ豫告ヲ爲サザル債權者ニ對シテハ當該市街地信用組合成立後二年ヲ經過シタルトキ消滅ス

第六十七條 第六十二條第一項ノ場合ニ於テ市街地信用組合ト爲リタル産業組合ガ有限責任又ハ保證責任ノ組合ナルトキハ當該市街地信用組合成立ノ際ニケル理事ハ當該市街地信用組合成立前ニ生ジタル當該産業組合ノ産業組合

第六十八條 本法ニ規定スルモノノ外第六十三條第一項ノ産業組合ガ市街地信用組合ト爲ルニ付必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
第六十九條 第六十二條第一項又ハ第六十三條第四項ノ規定ニ依リ産業組合ガ市街地信用組合ト爲リタルトキハ特別法人税法ノ適用ニ關シテハ産業組合ハ之ヲ合併ニ因リテ消滅シタル特別ノ法ノ上ニ「市街地信用組合中央金庫」合中央金庫法ノ上ニ「市街地信用組合法」ヲ加フ

第七十二條 登録税法中左ノ通改正ス  
第十九條第七號中「商工組合中央金庫」ノ上ニ「市街地信用組合」ヲ、「商工組合」ノ上ニ「市街地信用組合」ヲ加フ  
第七十三条 印紙税法中左ノ通改正ス  
第四條第一項第十一號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ  
十一ノ一 市街地信用組合ノ發スル貯金證書  
第五條第六號ノ六ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ  
六ノ七 市街地信用組合ノ發スル出資證券、貯金通帳、積金通帳又ハ積金證書  
同條第九號ノ二ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ  
九ノ三 市街地信用組合ノ發スル貯金證書ニシテ其ノ記載金高十圓未満ノモノ

第七十四条 特別法人税法中左ノ通改正ス  
第二條第一號ノ前ニ左ノ一號ヲ加フ  
一ノ三 市街地信用組合

第三條中「産業組合法第一條第四項ノ規定ニ依リ手形ノ割引又ハ貯金ノ取扱ヲ爲スル信用組合」ヲ「市街地信用組合」ニ改ム  
第七十一條第一項第五號中「産業組合貯金」ノ下ニ「市街地信用組合貯金」ヲ加フ  
第七十二条登録税法中左ノ通改正ス  
第三條第一項及第二項中「又ハ銀行」ヲ、「銀行又ハ市街地信用組合」ニ改ム  
第七十七条 國民貯蓄組合法中左ノ通改正ス  
第七十六条 商工組合中央金庫法中左ノ通改正ス  
第三條第一項及第二項中「又ハ銀行」ヲ、「銀行又ハ市街地信用組合」ニ改ム  
第七十七条 國民貯蓄組合法中左ノ通改正ス  
第七十九條 産業組合中央金庫特別融通及損失補償法中左ノ通改正ス  
第一條中「又ハ所屬信用組合」ヲ「所屬信用組合」ニ改ム  
第七十九條 産業組合中央金庫特別融通及損失補償法中左ノ通改正ス  
第一條中「又ハ所屬信用組合」ヲ「所屬信用組合」ニ改ム

## 外貨債處理法案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十八年二月十八日

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

衆議院議長 岡田 忠彦

## 外貨債處理案法

## 外貨債處理法

第一條 本法ニ於テ外貨債トハ米貨又ハ英貨ヲ以テ表示スル國債、地方債及社債並ニ邦貨ヲ以テ表示スルモ確定換算約アル地方債ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ謂フ

第二條 外貨債ノ發行者（外貨債ノ元利支拂義務ヲ承継シタル者アルトキハ當該承繼者トス以下同ジ）ハ原契約ニ拘ラズ命令ヲ以テ定ムル者ノ所有スル外貨債ニ代ヘテ邦貨ヲ以テ表示スル國債、地方債又ハ社債（以下邦貨債ト稱ス）ヲ發行シ當該外貨債ト借換フベシ

前項ノ借換ニ付テハ當該外貨債ノ所有者ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ當該所有者ガ命令ヲ以テ定ムル邦人ニシテ其ノ意思ヲ確ムルコト能ハザルモノナルトキハ借換ヲ承諾シタルモノト看做ス

第一項ノ場合ニ於テ邦貨債ノ最小額面金額ニ満タザル端數アルトキハ其ノ端數ハ金錢ヲ以テ之ヲ支拂フベシ

第一項ノ規定ニ依ル外貨債ノ借換アリタルトキハ當該外貨債ヲ目的トスル質權ハ同項ノ規定ニ依リ發行スル邦貨債又ハ前項ノ規定ニ依リ支拂フ金錢ノ上ニ存在ス

第三條 前條第一項ノ規定ニ依リ借換ヘラル外貨債ノ價格其ノ他ノ外貨債ノ借換ニ關スル條件ハ本法ニ規定スルモノヲ除クノ外外貨債處理委員會ノ議ヲ經テ政府之ヲ定ム

政府前項ノ事項ヲ定メタルトキハ之ヲ告示ス

外貨債處理委員會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 第二條第一項ノ規定ニ依リ借換ヘラル外貨債ノ證券ハ之ヲ無効トス

第二條第一項ノ規定ニ依リ借換ヘラル外貨債ノ利札ニシテ本法施行後最初ニ利拂期日ノ到來スルモノハ借換ノ後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有シ本法施行後最初ニ到來スル利拂期日後ニ利拂期日ノ到來スルモノハ之ヲ無効トス

第二條第一項ノ規定ニ依リ借換ヘラル外貨債ノ利札ニシテ本法施行後最初ニ利拂期日ノ到來スルモノハ之ヲ無効トス

前項ノ規定ニ依リ借換ヘラル外貨債ノ利札ニシテ本法施行後最初ニ利拂期日ノ到來スルモノハ之ヲ無効トス

前項ノ規定ニ依リ借換ヘラル外貨債ノ利札ニシテ本法施行後最初ニ利拂期日ノ到來スルモノハ之ヲ無効トス

前項ノ規定ニ依リ借換ヘラル外貨債ノ利札ニシテ本法施行後最初ニ利拂期日ノ到來スルモノハ之ヲ無効トス

キリ子ノ計算期間ノ最終日ノ翌日以後ノ期間ニ付之ヲ附スベシ

第六條 外貨債タル地方債又ハ社債ノ發行者ガ第二條第一項ノ規定ニ依リ借換ヲ爲ス場合ニ於テハ政府ハ命令ノ定ム

失ヲ補償スル所ニ依リ當該借換ニ因リ生ジタル損失ヲ補償ス

前項ノ規定ニ依リ政府ノ補償スベキ損失ヲ決定スル基準ハ外貨債處理委員會ノ議ヲ經テ政府之ヲ定ム

第七條 前條第一項ノ規定ニ依ル補償金ハ國債證券ヲ以テ之ヲ交付スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ交付スル國債證券ノ交付價格ハ時價ヲ參酌シテ大藏大臣之ヲ定ム

第八條 政府ハ第一項ノ規定ニ依リ交付スル爲必要ナル額ヲ限度トシ國債ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ交付スル國債證券ノ交付價格ハ時價ヲ參酌シテ大藏大臣之ヲ定ム

第九條 政府ハ外貨債タル地方債又ハ社債ノ發行者ヲシテ其ノ發行シタル外貨債タル地方債若ハ社債又ハ元利支拂義務ヲ承継シタル外貨債タル社債ニシテ其ノ所有スルモノヲ原契約ニ拘ラズ命令ノ定ムル所ニ依リ消却セシムルコトヲ得

第十條 第六條第一項ノ規定ニ依リ損失ノ補償ヲ受クルト共ニ第十條第一項ノ規定ニ依リ對價ノ納付ヲ爲スベキ者ニ付テハ第六條第一項又ハ第十條第一項ノ規定ニ拘ラズ補償金額ガ納付金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ニ相當スル金額ヲ政府ヨリ交付シ納付金額ガ補償金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ニ相當スル全額ヲ政府ニ納付セシム

第五條 第二條第一項ノ規定ニ依リ發行規定期ニ依ル消却アリタル場合ニ之ヲ准用ス

第六條 第二條第一項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル消却アリタル場合ニ之ヲ准用ス

第七條 政府ハ外貨債タル地方債又ハ社債ニシテ第二條第一項ノ規定ニ依リ借換ヘラル外貨債ノ本法施行後最初ニ到來スル利拂期日ニ於テ支拂ハルベ

換ヘラルモノ以外ノモノニ付命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ元利支拂義務ヲ承継ス

前項ノ場合ニ於テハ元利支拂義務ヲ除クノ外當該地方債又ハ社債ノ物上擔保其ノ他ノ原契約ノ效力ハ消滅スルモノトス

前項ノ規定ニ依リ當該發行者ノ納付スル地方債又ハ社債ノ發行者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ承繼ノ對債ヲ政府ニ納付ス

第十條 前條第一項ノ場合ニ於テハ當該地方債又ハ社債ノ發行者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該發行者ノ納付スル地方債證券又ハ社債證券ヲ以テ之ヲ納付スルコトヲ得

第十一條 前條第一項ノ規定ニ依ル納付スル金ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該發行者ノ發行スル地方債證券又ハ社債證券ヲ以テ之ヲ納付スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ納付スル地方債證券又ハ社債證券ノ納付價格ハ時價ヲ參酌シテ大藏大臣之ヲ定ム

第十二條 第六條第一項ノ規定ニ依リ損失ノ補償ヲ受クルト共ニ第十條第一項ノ規定ニ依リ對價ノ納付ヲ爲スベキ者ニ付テハ第六條第一項又ハ第十條第一項ノ規定ニ拘ラズ補償金額ガ納付金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ニ相當スル全額ヲ政府ヨリ交付シ納付金額ガ補償金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ニ相當スル全額ヲ政府ニ納付セシム

第七條 又ハ前條ノ規定ハ前項ノ場合ニ

之ヲ準用ス

第十三條 政府ハ必要アリト認ムルトキハ第二條第一項又ハ第十一條第一項

(前條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下同ジ)ノ規定ニ依リ發行スル社債ノ元利支拂ニ付保證ヲ爲スコトヲ得

第十四條 外貨債タル社債ノ發行者ハ他ノ法令ニ規定スル制限ヲ超エテ第二條第一項又ハ第十一條第一項ノ規定ニ依リ社債ヲ發行スルコトヲ得

商法第二百九十六條、第二百九十八條及第三百一條ノ規定ハ前項ノ社債ニハ之ヲ適用セズ

第十五條 外貨債タル地方債又ハ社債ノ發行者ハ第二條第一項ノ規定ニ依ル外貨債ノ借換、第八條第一項ノ規定ニ依ル外貨債ノ消却並ニ第十一條第一項ノ規定ニ依ル地方債及社債ノ發行ニ付テハ他ノ法令ニ依ル許可又ハ認可ヲ受クルコトヲ要セズ

第十六條 本法ニ規定スルモノノ外貨債ノ處理ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十七條 名古屋市ハ命令ヲ以テ定ムル者ノ所有スル名古屋市五分利附英貨八十万磅公債ヲ原契約ニ拘ラズ邦貨ヲ以テ償還スベシ

第二條第一項、第三條第一項及第二項、第四條第一項及第三項、第六條乃至第十二條、第十五條並ニ前條ノ規定ハ前項ノ公債ニ之ヲ準用ス

第十八條 外貨債及前條第一項ノ公債ノ利札ニシテ之ニ付外國爲替管理法又ハ敵產管理法ニ基ク命令ニ依リ支拂アリタルモノハ之ヲ無效トス

第四條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十九條 外貨債タル社債ノ發行者ガ第二條第一項又ハ第十一條第一項ノ規定ニ依リ發行スル社債ニ付登記ヲ受クル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ登録税ノ額ハ拂込金額ノ千分ノ一トス

第二十條 政府ハ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨検シ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第二十一條 前條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ報告ヲ爲シ又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ提出スル書類ニ虛偽ノ記載ヲ爲シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也  
昭和十八年二月十八日

貴族院議長 伯爵松平賴壽殿  
衆議院議長 岡田 忠彦

爲替交易調整特別會計設置等爲替交易調整法案

第十二條 政府ハ每年本會計ノ歲入歲出豫算ヲ調整シ歲入歲出ノ總豫算ト共ニ之度内ニ之ヲ返還スベシ

第七條 政府ハ每年本會計ノ歲入歲出豫算ヲ調整特別會計設置等爲替交易調整法案

第八條 本會計ノ毎年度歲出豫算ニ於ケル支出殘額ハ遞次之ヲ翌年度ニ繰越シ使用スルコトヲ得

第九條 本會計ノ收入支出ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一章 爲替交易調整特別會計  
第一條 爲替交易調整ニ關スル會計ハ之ヲ特別トシ其ノ歲入ヲ以テ其ノ歲出ニ充ツ

第十條 本會計ノ收入支出ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一章 差益金ノ納付及差損金ノ補償

第二條 本會計ニ於テハ價格差益納付金、爲替差益納付金、寄附金、一般會計ヨリノ受入金、借入金及附屬雜收入ヲ以テ其ノ歲入トシ價格差損補償金、

第三條 本會計ニ於テ價格差損補償金及利子、一時借入金ノ利子、事務取扱費其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歲出トス

第四條 本會計ニ於テ價格差損補償金及治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ餘裕アルトキハ之ヲ大藏省預金部ニ預入ルベシ

第六條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ不足アルトキハ之ヲ大藏省預金部ニ預入ルベシ

第七條 本會計ノ負擔ニ於テ借入金ヲ爲スコトヲ得

第八條 本會計ニ於テ決算上剩餘ヲ生ジタルトキハ之ヲ翌年度ノ歲入ニ繰入ルベシ

第九條 本會計ニ於テ價格差損補償金及利子、一時借入金ノ利子、事務取扱費其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歲出トス

第十條 交易營團ハ命令ノ定ムル所ニ依リ交易上生ズル價格差益ヲ價格差益納付金トシテ政府ニ納付スベシ

第十一條 命令ヲ以テ定ムル交易關係者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ命令ヲ以テ定

ムル物資ノ交易上生ズル價格差益ヲ價格差益納付金トシテ政府ニ納付スベシ

第十二條 政府ハ命令ヲ以テ定ムル交易關係者ニ對シ命令ヲ以テ定ムル物資ノ交易上生スル價格差益ヲ補償スル爲價格差損補償金ヲ交付スルノ契約ヲ爲スコトヲ得

前項ノ契約ハ之ニ基キ交付スペキ價格差損補償金ノ總額ガ帝國議會ノ協贊ヲ經タル金額ヲ超エザル範圍内ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第一項ノ價格差益ヲ決定スル基準ハ政府之ヲ定ム

第十三條 外國爲替管理法（關東州外國爲替管理令及昭和十六年勅令第十號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ）第三條ノ規定ニ依リ命令ニ依リ交易上ノ價格差ヲ調整スル爲外國爲替ノ賣却又ハ買入ヲ行ヒタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ニ依リ得タル爲替差益ヲ爲替差益納付金トシテ政府ニ納付スベシ

第十四條 政府ハ前條ニ規定スル者ニ對シ外國爲替管理法第三條ノ規定ニ依ル命令ニ依リ交易上ノ價格差ヲ調整スル爲行ヒタル外國爲替ノ賣却又ハ買入ニ依リ蒙リタル爲替差益ヲ補償スル爲替差損補償金ヲ交付スルノ契約ヲ爲スコトヲ得

前項ノ契約ハ之ニ基キ交付スペキ爲替差損補償金ノ總額ガ帝國議會ノ協贊ヲ經タル金額ヲ超エザル範圍内ニ於テ之

ヲ爲スコトヲ要ス

第一項ノ爲替差益ヲ決定スル基準ハ政

府之ヲ定ム

第十五條 政府ハ爲替交易調整ヲ目的トスル金錢ノ寄附ヲ受クルコトヲ得

第二條 交易營團、第十一條若ハ第十二條ノ命令ヲ以テ定ムル交易關係者又ハ第十三條ニ規定スル者ガ第十二條

第十四條 若ハ交易營團法第三十五條ノ規定ニ依リ收入シ若ハ收入スペキ補償金額又ハ第十條、第十一條若ハ第十三

條ノ規定ニ依リ支出シ若ハ支出スペキ納付金額ハ所得稅法ニ依ル所得、法人稅法ニ依ル所得、營業稅法ニ依ル純益及臨時利得稅法ニ依ル利益ノ計算ニ付

之ヲ當該差損又ハ差益ヲ生ジタル年又ハ事業年度ノ收入金額若ハ益金又ハ必

要ノ經費若ハ損金ニ算入ス

第十七條 第十條、第十一條又ハ第十三

條ノ規定ニ依リ納付セシムベキ金額ノ徵收ニ關シテハ國稅徵收法ヲ準用ス

第十八條 政府ハ必要アルトキハ交易營團、第十一條若ハ第十二條ノ命令ヲ以テ定ムル交易關係者又ハ第十三條ニ規定スル者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ報

本法ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ交易營團ニ關スル規定施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

特殊財產資金特別會計法案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十八年二月十八日

貴議院議長 伯爵松平賴壽殿  
衆議院議長 岡田 忠彦

他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第十九條 前條ノ規定ニ基キテ發スル命令又ハ當該命令ニ依ル政府ノ命ニ違反シ報告ヲ爲サズ、虛偽ノ報告ヲ爲シ、帳簿書類ノ備付ヲ爲サズ、之ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ、之ニ虛偽ノ記載ヲ爲シ、之ノ記載方ノ指定ニ從ハズ、

收支狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ拒ミ又ハ帳簿書類ノ隱蔽不實ノ申立其ノ他ノ方法ニ依リ検査ヲ妨ゲタル者ハ千圓以下ノ過料ニ處ス

第二十條 第十七條中國稅徵收法トアルハ朝鮮ニ在リテハ國稅徵收令トシ臺灣ニ在リテハ臺灣國稅徵收規則トシ關東州ニ在リテハ臺灣國稅徵收規則トシ關東州ニ在リテハ明治四十一年勅令第五十六號ニ於テ準用スル國稅徵收法トシ南洋群島ニ在リテハ大正十一年勅令第三百五十六號ニ於テ依ルコトヲ定メタル國稅徵收法トス

第四條 本資金ニ不足ヲ生ジタルトキハ借入金ヲ爲シ之ヲ補足スルコトヲ得

第五條 没收シタル敵產ハ戰利品及捕獲

審檢令第二十八條ノ規定ニ依リ國ノ所得ト爲リタル物件ニシテ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ於テ軍事上必要アリト認ム

ノモノヲ除クノ外之ヲ本資金ニ組入ル

第六條 本資金ハ之ヲ帝國ノ管理スル敵產（敵產管理法ニ依ル敵產管理人ノ管理スル敵產ヲ含ム以下同ジ）又ハ勅令ノ定ムルモノニ運用スルコトヲ得

第七條 本資金ハ特ニ必要アル場合ニ限リ豫算ノ定ムル所ニ依リ之ヲ使用スル

ノ定ムルモノニ運用スルコトヲ得

第八條 本會計ニ於テハ別ニ法律ヲ以テ定ムル時期迄ノ毎期間ヲ以テ一會計年

度トス

第三條 政府ハ勅令ノ定ムル金額ヲ限り漸次一般會計ヨリ本資金ニ繰入ルモノトス

特殊財產資金特別會計法案

第一條 特殊財產資金特別會計法

出ハ一般ノ會計ト區分シ特別會計ヲ設置ス

第二條 本會計ニ於テハ別ニ法律ヲ以テ定ムル時期迄ノ毎期間ヲ以テ一會計年

度トス

第三條 政府ハ勅令ノ定ムル金額ヲ限り漸次一般會計ヨリ本資金ニ繰入ルモノトス

ノトス

第四條 本資金ニ不足ヲ生ジタルトキハ借入金ヲ爲シ之ヲ補足スルコトヲ得

第五條 没收シタル敵產ハ戰利品及捕獲

審檢令第二十八條ノ規定ニ依リ國ノ所得ト爲リタル物件ニシテ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ於テ軍事上必要アリト認ム

ノモノヲ除クノ外之ヲ本資金ニ組入ル

第六條 本資金ハ之ヲ帝國ノ管理スル敵產（敵產管理法ニ依ル敵產管理人ノ管理スル敵產ヲ含ム以下同ジ）又ハ勅令ノ定ムルモノニ運用スルコトヲ得

第七條 本資金ハ特ニ必要アル場合ニ限リ豫算ノ定ムル所ニ依リ之ヲ使用スル

ノ定ムルモノニ運用スルコトヲ得

第八條 本會計ニ於テハ別ニ法律ヲ以テ定ムル時期迄ノ毎期間ヲ以テ一會計年

度トス

ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依リ本資金ヲ使用セント  
スルトキハ其ノ金額ヲ一般會計ノ歳入  
ニ繰入レ同會計ノ歳出トシテ拂出スペ  
シ

第八條 本會計ニ於テハ運用上ノ諸收入  
金及附屬雜收入ヲ以テ其ノ歳入トシ前  
條ノ規定ニ依ル一般會計ヘニ繰入金、  
管理費、一時借入金ノ利子、附屬諸費  
及運用上ノ損失金ヲ以テ其ノ歳出トス

第九條 本資金ニ屬スル財產ニシテ滅失  
シ又ハ價格ノ減損ヲ生ジタルモノアル  
トキハ本會計ノ決算上生ジタル剩餘又  
ハ資金ヲ以テ之ヲ償却スペシ

第十條 本會計ニ於テ決算上剩餘ヲ生ジ  
タルトキハ前條ノ償却ニ充テ殘餘アル  
トキハ之ヲ資金ニ繰入ルベシ

本會計ニ於テ決算上不足ヲ生ジタルト  
キハ資金ヨリ之ヲ補足スペシ

第十一條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ餘  
裕アルトキハ之ヲ大藏省預金部ニ預入  
ルベシ

第十二條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ不  
足アルトキハ本會計ノ負擔ニ於テ一時  
借入金ヲ爲シ又ハ國庫餘裕金ヲ繰替使  
用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル一時借入金又ハ繰替  
金ハ當該年度内ニ之ヲ返還スペシ

第十四條 本會計ノ收入支出ニ關スル規  
程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

スル敵産ヲ買入レタル場合ノ代金タル

現金及帝國ノ管理スル敵産タル現金ハ  
政府ニ於テ之ヲ保管スルコトヲ得  
前項ノ保管金ノ運用ニ關スル歲入歲出  
ハ本會計ニ所屬セシム

保管金規則第一條ノ規定ハ第一項ノ保  
管金ニ付テハ之ヲ適用セズ

第十五條 國有財產法ハ本資金ニ屬スル  
財產ニ付テハ之ヲ適用セズ本資金ニ屬  
スル財產ノ取扱ニ關シテハ勅令ノ定ム  
ル所ニ依ル

第十六條 本資金ニ屬スル財產ハ勅令ノ

定ムル所ニ依リ之ヲ讓與スルコトヲ得

第九條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ讓與  
ヲ爲シタル場合ニ之ヲ準用ス

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臨時特殊財產取扱令ニ依リ一般會計ノ所  
屬ト爲リタル財產ニシテ本法施行ノ際現  
ニ存スルモノハ之ヲ本資金ニ組入ルベ  
シ

(國務大臣賀屋興宣君演壇ニ登ル)

○國務大臣(賀屋興宣君) 只今議題トナリ  
マシタ日本證券取引所法案外四件ニ付キマ  
シテ、提案ノ理由ヲ説明致シマス、先づ日  
本證券取引所法案ニ付キマンテ説明申上ゲ  
シテ、大東亞戰爭ノ完遂ニ對處致シマシテ、  
物的戰力増強ノ基礎要件タルベキ經濟秩序  
ヲ確保シ、資金動員ノ適正、生産擴充資金  
ノ供給並ニ國民財蓄ノ保護ニ萬全ヲ期スル  
爲、有價證券ニ付キマシテ、其ノ價格ヲ公

正ナラシメ且之ヲ安定セシムルト共ニ、其

ノ流通ヲ圓滑ナラシメマストハ、極メテ  
緊要ノコトニ屬スルモノト信ジマス、然ル  
ニ有價證券就中株式ノ取引ニ付キマシテ、  
其ノ中核的機關タル地位ニ在ル有價證券取  
引所ノ制度ハ、明治二十六年ノ制定ニ係リ  
マスル取引所法ニ其ノ基礎ヲ置イテ居ルノ  
デアリマス、同法ニ付キマシテハ、制定以  
來數次ニ至り改正ヲ加ヘラレタノデハアリ  
マスルガ、其ノ主要ナ部分ハ大體舊態ヲ維  
持シテ居ルノデアリマシテ、之ニ基ク取引  
所ノ性格、組織、機構等ハ、時局ノ要請ニ  
副ハザルモノガ尠シトシナリノデアリマス、  
現行制度ノ下ニ於キマシテ、取引ノ實狀ハ  
動モスレバ適當ナル投機ニ流レ、株價モ不  
安定ナル狀態ニ陥リ勝チニアリマス、斯カ  
ル事態ニ對處致シマシテ、從來政府ニ於キ  
マシテハ、株價ノ安定ヲ期スル爲ニ各般ノ  
施策ヲ講ジテ參リ、取引所關係者ノ協力  
モアリマシテ、或程度ノ效果ハ舉ゲテ居ル  
ノデアリマスルガ、現行ノ制度ノ下ニ於キ  
マシテハ、取引所ガ政府ノ方針ニ完全ニ順  
應シマシテ適當ナル投機取引ヲ排除シ、價  
格ノ公正安定ヲ期シ、且其ノ流通ヲ圓滑ナ  
ラシメ、以テ遺憾ナク其ノ眞使命ヲ果スト  
云フコトハ至難ト認メラレルノデアリマス、  
殊ニ決戰體制下ニ在リマシテ、之ヲ現狀ノ  
儘放置致シマスレバ、資金政策ノ圓滑ナル  
運用ヲ期スル上ニ於テ相當支障ガアルト考  
ヘラレルノデアリマス、以上ノ如キ事情ヲ  
考慮致シマシテ、此ノ際有價證券取引所ノ

制度ヲ根本的ニ改正スルコトト致シタ次第

デアリマシテ、之ガ爲ニ、現存ノ各取引所ヲ  
統合シマシテ新タニ日本證券取引所ヲ設立  
致シ、之ヲ專ラ國策ニ協力スル機關トシテ  
運營致シタイト考フル次第デアリマス、是  
ヨリ日本證券取引所法案ノ内容ニ付キマシ  
テ、主要ナル點ヲ申上ゲマス、先づ日本證  
券取引所ハ、國家經濟ノ適切ナル運營ニ資ス  
ル爲、有價證券ノ公正ナル價格ヲ形成シ之  
ヲ安定セシムルト共ニ、有價證券ノ流通ヲ  
圓滑ナラシムルコトヲ以テ、其ノ使命トス  
ルモノデアリマス、其ノ組織ハ、此ノ使命  
ヲ完遂セシムルニ相應シキ公共的性格ノ濃  
厚ナル特殊法人ト致シマシテ、其ノ必要ト  
スル資本金二億圓中、政府ニ於テ最高五千  
萬圓ノ範圍内ニ於テ相當額ヲ出資スルコト  
ト致シテアリマス、斯カル新取引所ノ使命  
竝ニ性格ニ顧ミマシテ、其ノ役員及職員ニ  
關シテモ任免、地位、責任等ニ關シテ必要  
ナル規定ヲ設ケタノデアリマス、次ニ新取  
引所ノ業務ト致シマシテハ、取引所本來ノ  
業務トシテ有價證券市場ヲ開設シ之ヲ管理  
スル外、有價證券ノ引受、賣出、募集ノ取  
扱等ノ如キ新業務ヲモ加フルコトト致シマ  
シテ、有價證券ノ發行、流通ヲ圓滑ナラシ  
ムルコトニ資スルコト致シタノデアリマ  
スガ、更ニ政府ハ、特ニ必要アル場合ニ於  
テハ、新取引所ヲシテ有價證券ノ價格ノ安  
定ノ爲ニスル賣買ヲモ行ハシムルコトヲ得  
ルコト致シタノデアリマス、次ニ有價證券

市場ニ於ケル賣買取引ハ、政府ノ免許ヲ受  
け、有價證券ニ付キマシテ、其ノ價格ヲ公

ケタル取引員ニ限り之ヲ行フコトヲ得ルノアリマスルガ、其ノ資格ハ、取引員ノ資質ノ向上、取引ノ公正、委託者ノ保護等ノ見地ヨリ、之ヲ一定金額以上ノ資本金ヲ有ス、又政府茲ニ新取引所ノ取引員ニ對スル監督權モ一層強化スルコト致シタノデアリマス、尙取引員ノ使用人ニ關シマシテモ、其ノ指導取締上適當ナル措置ヲ講ジ得ルコトヲ致シタノデアリマス、次ニ有價證券市場ニ於ケル賣買取引ハ、從來ト同様實物取引及清算取引ノ二種トスルノデアリマスガ、取引ノ期限其ノ他賣買取引方法ノ詳細ニ付キマシテハ、本法ニ依り設ケラレマス有價證券取引委員會ニモ諮問ヲ致シタル上決定スルコト致シ、之ヲ命令ニ委任スルコトナッテ居ルノデアリマス、右ノ外、上場物件、證據金等ニ關スル制度ヲ整備致シマスト共ニ、賣害ニ付キマシテハ、取引所ニ於テ賠償ノ責買取引ニ關スル取引所ノ責任ヲ加重シ、取引員ガ其ノ責任ヲ履行セザル場合ニ生ズル損害ニ付キマシテハ、取引所ニ於テ賠償ノ責買取引ニ關スル取引所ノ公共的使命竝ニ其ノ性格、地位ニモ顧ミマシテ、政府ハ民間ノ買取引ノ公正確實ヲ期シクノデアリマス、次ニ日本證券取引所ノ公共的使命竝ニ其ノシマシテ、新取引所ノ經營上遺憾ナキヲ期出資者ニ對シ年五分ノ配當ヲ保證致シマスト共ニ、其ノ最高配當率ヲ年六分ニ制限致ト共ニ、其ノ超過金額ガ一定限度ヲ超ユルトキハ、其ノ超過金額ノ相當大ナル部分

ヲ政府ニ納付セシムルコト致シタノデアリマス、尙新取引所ハ、他ノ類似ノ特殊法  
人ト同様ニ政府ノ高度ノ監督ニ服セシムルノ  
デアリマスガ、他面、政府ハ本法ニ依リ、  
政府ノ行フベキ職權ノ一部ヲ新取引所ニ代  
行セシムル途ヲ開イテ居ルノデアリマス、  
斯クシテ新取引所ガ政府ノ方針ニ完全ニ順  
應致シマシテ、其ノ使命ノ完遂ニ邁進スル  
コトヲ期待致シテ居リマス、最後ニ新取引  
所ノ設立ニ伴フ経過的ノ問題ト致シマシテ、  
先づ現存ノ有價證券取引所ハ、法律ノ規  
定ニ依リ、之ヲ新取引所トナルモノト致シ、  
舊取引所ノ一切ノ権利義務ハ、總テ新取引  
所ニ於テ承繼スルコトト致シテアリマス、  
其ノ際、舊取引所ノ株式ニ對シマシテハ、設  
立委員ニ於テ新取引所ノ出資證券ノ引當ヲ  
行ヒ、政府ノ認可ヲ受ケシムルノデアリマ  
スガ、引當ノ決定ハ、取引所資產評價委員  
會ノ議ヲ經ルコトト致シ、引當ノ公正ヲ期  
シテ居ルノデアリマス、其ノ他新取引所ニ  
於ケル取引員タリ得ル資格ガ、一定金額以  
上ノ株式會社ニ限ラル、コトニ關聯シマン  
テ、過渡的ニ、三年ノ猶豫期間中ハ現在ノ  
取引員ハ、取引員タルコトヲ認ムルコトト  
致シテアリマス、本法案ノ内容ノ主ナル點  
ハ以上申述ベシタ通リデアリマスルガ、本  
法案ノ實施ニ依リマシテ資金統制ノ機構ハ  
一層整備セラル、コトトナリ、新取引所ガ  
依リマシテ、大東亞戰下喫緊ナル綜合戰力

ノ増強上缺クベカラザル資金政策ノ完遂ニ  
寄與スル所少クナイモノト信ジテ居ルノデ  
アリマス、次ニ市街地信用組合法案ニ付  
説明致シマス、本法律案ノ趣旨ハ、今般農  
林業團體統合關係法律ノ制定ニ伴ヒマシテ、  
市街地ニ於テ金融事業ヲ行フ産業組合、即  
チ從來市街地信用組合或ハ準市街地信用組  
合ト通稱セラレテ居リマシタモノヲ、單行  
法ヲ以テ規定シ、中小商工業者、勤勞者、其  
ノ他ノ都市ニ於ケル一般庶民ノ金融機關ト  
シマシテ、戰時下ニ於ケル庶民金融ノ疏通  
竝ニ國民貯蓄ノ増強ノ爲、十分其ノ機能ヲ  
發揮セシメムトスルモノデアリマス、現行  
ノ産業組合法ニ基ク産業組合ハ、其ノ組織  
ニ於テハ組合員ノ相互協同體タル共通ノ性  
質ヲ具有シテ居リマスルガ、其ノ行フ事業  
分ヲ占ムルモノハ農村ニ於ケル農業團體的  
性質ヲ有スルモノデアリ、之ニ次ギマシテ  
ハ市街地ニ於ケル庶民金融機關タルノ性  
質ヲ有スルモノデアリマス、而シテ是等各  
種ノ性質ヲ有スルモノニ對シ、適切ナル指  
導統制ヲ行ヒ、十分ナル活動ヲ遂ゲシムル  
ガ爲ニヘ、之ヲソレハノ特質ニ應ジテ規  
律スルコトガ適當ト認ヌラレマスルノデ、  
茲ニ所謂市街地信用組合竝ニ準市街地信用  
組合ニ付、市街地信用組合法ト申ス單獨法  
スル次第アリマス、斯クスルコトニ依リ  
マシテ、是等市街地信用組合等ヲシテ、

其ノ資金ノ吸收及ビ運用ノ適切ヲ期シ、以テ庶民金融機關タルノ機能ヲ十分ニ發揮セシメマスルト共ニ、時局下國民貯蓄增强ノ達成ニ遺憾ナカラシムルコトヲ得ル次第アリマス、次ニ外貨債處理法案ニ付キマシテ説明致シマス、本邦ノ米貨債及び英貨債ニ付キマシテハ、大東亞戰爭ノ結果、債務ノ本旨ニ從フ辨濟ノ途ガ、杜絶致シタノデアリマシテ之ガ元利拂ニ付キマシテ特別ノ措置ヲ要スルコトトナツタノデアリマスルガ、米英貨債ハ其ノ未償還現在額ガ相當多額ニ上ツテ居リマスル上ニ、本邦人ノ所有致シテ居リマスルモノモ亦甚ダ多額ニ上ツテ居リマスルノデ、之ガ處理ハ、發行者タル政府、地方團體又ハ會社ニ取りマシテモ、本邦人ノ所有者ニ取りマシテモ、亦對外關係ニ付キマシテモ、重大ナル關係ガ存スルノデアリマス、政府ト致シマシテハ、開戦直後、取敢ズ外國爲替管理法ニ基ク命令ニ依リマシテ、外貨債ニ關シ邦貨ヲ以テ利子ノ支拂ヲナサシムルト共ニ、敵國人ノ所有シテ居ル外貨債ノ利子ニ付キマシテハ、敵產管理法ニ基ク命令ニ依リマシテ、之ヲ特殊財產管理勘定ニ拂込マシムルヤウ措置致シテ參ッタノデアリマス、併シナガラ是ヘ取敢ズノ應急措置デアリマシテ、此ノ儘ニ放置致シマスルコトハ種々不都合ノ點ガアルノデアリマスノデ、之ガ處理ニ付キマシテ新タニ法律ヲ制定スルノ必要ヲ認メタノデアリマス、仍テ本法律案ヲ提出致シタ次第デアリマス、茲ニ法律案ノ内容ノ要旨ヲ

申述ベ タイト思ヒマス、第一ニ、本邦人及  
ビ友好國人ノ所有スル米英貨債ハ、所有者  
ニ依リ地方債又ハ社債ノ發行者ニ損失ヲ生  
ジマスル場合ニハ、政府ニ於テ之ヲ補償ス  
ルコトニ致シマス、第三ニ、地方債又ハ社債ノ借  
換ヘラレザル部分ニ付キマシテハ、其ノ元利支  
拂義務ヲ政府ニ於テ繼承スルコト致シマス、  
第四ニ、右ノ場合ニ於テハ其ノ承繼ノ對價  
ヲ政府ニ納付セシムルモノデアリマス、是  
等ガ主要ナル點デアリマシテ、ソレニ關聯  
ヲシマシテ必要ナル規定ガ設ケラレテ居ル  
ノデアリマス、而シテ借換ヘラレズシテ終  
リマシタ外貨債ニ付キマシテハ、爾後、外  
國爲替管理法ニ基ク命令ニ依ル利子ノ支拂  
モ、敵產管理法ニ基ク命令ニ依ル特殊財產  
管理勘定ヘノ利子ノ拂込モ、共ニ之ヲ致サ  
ナイト云フ方針デアリマス、次ニ爲替交易調整  
特別會計設置等爲替交易調整法案ニ付キマ  
シテ説明ヲ致シマス、現下ノ情勢ニ顧ミ、我ガ  
國ノ綜合國防經濟力ノ確立發展ヲ基調トス  
ル交易計畫ヲ樹立シ、之ガ實行ヲ確保スル  
コトハ、戰爭完遂上最モ緊要ノコトデアリ  
マス、而シテ計畫交易ノ實行ヲ確保致シマ  
ス爲ニハ、特ニ圈内各地域ニ於ケル交易物  
資ノ價格差ヲ調整シ、以テ物資交易上ノ障  
碍ヲ除去致スコトガ緊要デアリマシテ、此  
ノガアルノデアリマス、政府ハ、物資ノ交

易ヨリ生ズル一切ノ價格上及ビ爲替上ノ差益、差損ハ、之ヲ國ニ歸屬セシムルコトト致シ、從來ノ交易價格調整ニ關スル財政上之ガ一體的運營ヲ一層強化致シマスルト共ニ、價格差調整ニ關スル牧支ヲ綜合經理致シ、以テ調整資金ノ效率的ナル配分使用ヲ圖リマスル爲ニ、特別會計ヲ設置スルヲ適當ト認メタノデアリマス、是レ本法律案ヲ提出ヲ致シマスル理由デゴザイマス、次ニ特殊財產資金特別會計法案ニ付説明致シマス、帝國ガ大東亞戰爭ニ依リ、大陸及南方ノ作戰地域ニ於テ沒收又ハ其ノ管理下ニ收メマシタ敵產ハ、相當巨額ニ上ル現狀デアリマス、之ガ統一運營ヲ圖リ、以テ戰力ノ增强等ニ役立タシムルコトヘ、時局下喫緊ノ要務ナリト存ゼラレルノデアリマス、而シテ之ガ統一運營ヲ行フ爲ニハ、是等財產ヲ我國有ニ屬セシメルコトガ必要デアリマシテ、其ノ爲ニ特別ノ資金ヲ設置致ストト致シタノデアリマス、而シテ其ノ資金ノ歲入歳出ハ、之ヲ一般ノ會計ト區分經理スルコトガ、最モ適當ナル方法ト存ゼラルルノデアリマスルカラ、此ノ爲ニ特別會計ヲ設置スルノ必要ガアリマスルノデ、本法律案ヲ提出致シマシタ次第アリマス、以上五件ノ法律案ニ付キマシテハ、何卒御審議ノ上速カニ御協賛ヲ與ヘラレムコトヲ希望致シマス

外貨債處理法案、特殊財產資金特別會計法  
案ノ特別委員ノ數ヲ十九名トシ、其ノ委員  
ノ指名ヲ議長ニ一任スルノ動議ヲ提出致シ  
マス、而シテ爲替交易調整特別會計設置等  
爲替交易調整法案ハ、石油專賣法案外二件  
ノ特別委員ニ併託セラレムコトノ動議ヲ提  
出致シマス

ノ續、委員長報告、是等ノ兩案ヲ一括シテ  
議題ト爲スコトニ御異議ハゴザイマセヌカ  
メマス、委員長山本伯爵

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認  
〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

〔左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照  
ノタメ茲ニ載録ス以下之ニ倣フ〕

公立學校職員年功加俸國庫補助法中改  
正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
報告候也

昭和十八年二月十六日

委員長 伯爵山本 清

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

義務教育費國庫負擔法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
報告候也

昭和十八年二月十六日

委員長 伯爵山本 清

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

〔伯爵山本清君演壇ニ登ル〕

○伯爵山本清君 只今上程サレマシタ公立  
學校職員年功加俸國庫補助法中改正法律案  
及義務教育費國庫負擔法中改正法律案ノ二  
法案ヲ付託セラレマシタ特別委員會ニ於ケ  
ル審議ノ經過竝ニ結果ニ付テ御報告申上ゲ  
マス、特別委員會ハ、二月十一日、委員長  
及副委員長ノ互選ヲ行ヒマシテ、引續キ會  
議ヲ開キマシタ、先ツ最初ニ、文部大臣ヨ  
リ提案ノ理由ニ付テ詳細ナル説明ヲ聽取致

シマシタ、次イデ十三日及十六日ト前後三回ニ瓦リ會議ヲ開キマシテ、質疑應答ヲ重ね、慎重審議ヲ致シタノデアリマス、今其ノ法案ノ大要ヲ申上ゲマスト、第一ノ公立學校職員年功加俸國庫補助法中改正法律案ハ、今回師範學校ヲ官立學校トナス爲、同法中ノ師範學校ニ關スル部分ヲ削除スルノ必要ヲ生ジマシタコトト、中學校令、高等女學校令及實業學校令ヲ廢止シテ、中等學校令ヲ制定スルコトトナリ、從ツテ同法中學校ノ名稱ヲ變更スルノ必要ヲ生ジマシタ爲、關係條項ヲ整理セムトスルモノデアリマス、第一ノ義務教育費國庫負擔法中改正法律案ハ、國民學校職員ニ對スル諸給與ノ中、俸給ニ付テハ既ニ其ノ半額ヲ國庫負擔トナツテ居ルノデアリマスガ、更ニ此ノ半額定率負擔ヲ年功加俸、特別加俸、賞與、死亡賜金及赴任旅費ニ迄及ボサムトスルモノデアリマシテ、年功加俸、特別加俸ハ是ガ、今回之ヲ負擔法中ニ加ヘ、俸給同様其ノ半額ヲ國庫が負擔セムトスルモノデアリマス、又賞與及死亡賜金ハ從來市町村費支辨デアリ、赴任旅費ハ道府縣費支辨デアツクノデアリマスガ、之ヲ一括負擔法中ニ加ヘテ、國庫ガ其ノ半額ヲ負擔セムトスルモノデアリマス、以上ノ二法律ニ對スル質疑應答ノ主ナルモノヲ申上ゲマスト、國民學校教員俸給ノ半額ハ國庫負擔トナルガ、將

來全額ヲ國庫ヨリ負擔スル意思アリヤ、ト云フ問ニ對シマジテ、其ノ點考慮中ナルモノ未ダ決定スルニ至ラナイト云フ答辯デアリマシタ、又師範學校ガ官立トナレバ、從來ノ府縣費ガ國庫負擔トナル故、今迄ノ府縣費ガ浮クコトニナルガ、之ニ對スル所見如何、ト云フ問ニ對シマジテ、從來ノ府縣ニ充テ居タコトニ付テハ、色々事情モアリ、能ク調査研究ノ上適宜之ヲ處置シ、都合ニ依リテハ各府縣ノ教育費ニ充當スレバ最モ好都合デアルト考ヘラル、ト云フ答辯デアリマシタ、又明治時代初期ノ教育ハ智育偏重デ、ソレカラ近時科學主義ガ重要視セラレテ居ルガ、總テヲ科學一點張リデ進ムノハドウカト思フ、此ノ科學ノ振興ニ伴シテ德育ノ涵養ガ最モ必要デアルコトヲ痛切ニ感ズルノデアルガ、戰時下闇取引ナド世上ニ行ハル、バカリデナク、國民學校、中等學校等ノ職員中ニモ如何ハシキ人々ガアルコトヲ耳ニスルガ、要スルニ物價調節ニシテモ、生産擴充ニシテモ、一ニ國民ノ道德心ニ依ル以外ニ途ハナイト思フガ、當局ノ所見如何ト云フ問ニ對シマジテ、道德ノ點ニ對スル教育法ハ、何レノ面ニモ偏重セヌヤウ、智育、體育ト並行シテ行クコトガ教育ノ根本方針デアル、ソレバカリデナク、同時ニ又教育ヲ擔當スル者ノ德育ガ根本問題デアツチ、自ラ範ヲ垂レ、學生ト一心同體トナルノ必要ガアルカラ、今回ノ師範學校ノ改正モ要スルニ此ノ點ニ重點ヲ置イタ次第デアル、トノ答辯デアリマシタ、又

寄宿制度ニスルト言フガ、多數收容スルノ  
カ、少數ヅ、分割シテ收容ヲ爲スノカ、元  
來寄宿制度ニモ色々ノ弊害ガアル、即チ寄  
宿生徒ノ數ガ多過ギルコトト、學科ヲ擔任  
スル所ノ教員ガ全監トナリタル場合、教員  
八十時間學科ヲ擔當スルトキニハ十時間ノ  
準備時間ヲ必要トスル、其ノ爲ニ學科擔任  
ト舍監トノ兼任ハ困難トナリ、勢ヒ體操、  
圖畫等ノ教員ガ舍監トナルト生徒ニ對シテ  
權威ガナク、折角ノ計畫モ其ノ效果薄シト  
思フガ如何、ト云フ間ニ對シマシテ、差當  
リ全部收容スル迄ノ準備ガ出來テ居ラナイ、  
又多數ヲ同時ニ收容スルカ、少數ヅ、收容  
スルカハ目下研究中デアルガ、専任ノ舍監  
ヲ置キタイト考ヘテ居ルト云フ答デアリマ  
シタ、今回ノ官立師範學校卒業ノ教員ノ初  
任給ハ七十五圓ト云フガ、從來ノ教員ニ比  
較シテ非常ニ差ガ多イ、此ノ點ハ相當問題  
ヲ殘スト考ヘルガ如何、ト云フ間ニ對シマ  
シテ、前年ノ卒業生ヨリ再教育ヲ施シ、又  
其ノ前年ト云フ風ニ再教育ヲナシ、年數ノ  
多キ者ハ加俸ガアルカラ大差ハナイト思フ  
シマシテ、地域ノ事情モソレハ異ルガ故  
成ルベク平均スルヤウ取計ラフ考デアルト  
云フ答辯デアリマシタ、又軍政下外地ニ派  
遣スル教員ノ現狀待遇如何ト云フ質問ニ對  
シ、他ハ軍屬又ハ通譯デアツテ、俸給モ内地ノ  
ニ日本語ヲ教授スル者ヲ派遣シテ居ル、其  
待遇ハ、高等官ノ資格アル者ハ司政官ト  
シ、他ハ軍屬又ハ通譯デアツテ、俸給モ内地ノ  
ニ日本語ヲ教授スル者ヲ派遣シテ居ル、其

別ニ發言モナク、採決ノ結果兩案共政府ノ  
原案通り可決スペキモノト決定ヲ致シマシ  
タ、右御報告申上ゲマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 別ニ御發言モナ  
ケレバ、兩案ノ採決ヲ致シマス、兩案ノ第  
二讀會ヲ開クコトニ御異議ゴザイマセヌカ  
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認  
メマス  
○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認  
メマス  
○子爵西大路吉光君 直チニ兩案ノ第二讀  
會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵梅園篤彦君 贊成

○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動  
議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○子爵梅園篤彦君 贊成  
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕  
○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認  
メマス  
○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動  
議ニ御異議ハゴザイマセヌカ  
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認  
メマス  
○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認  
メマス、次會ノ議事日程ハ、決定次第彙報  
ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本日ハ是ニテ散  
會致シマス  
午前十時五十九分散會

○議長(伯爵松平頼壽君) 兩案ノ第二讀會  
ヲ開キマス、御異議ガナケレバ、全部ヲ問  
題ニ供シマス、兩案全部、委員長ノ報告通  
リテ御異議ハゴザイマセヌカ  
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕  
○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認  
メマス  
○子爵西大路吉光君 直チニ兩案ノ第二讀  
會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス  
○子爵梅園篤彦君 贊成  
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

官報號外 昭和十八年二月二十日 貴族院速記錄第一號